

## 平成26年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第5号）

平成26年6月12日（木曜日）午前10時開議

#### 日程第 1 市政一般質問

##### 15番 齋藤寿一議員

1. 「生乳生産本州一のまち」としての今後の取り組みについて
2. ヘルスツーリズムの今後の展望について
3. 子ども・子育て支援新制度について
4. 2022年開催予定の栃木国体について

##### 10番 松田寛人議員

1. 那須塩原市のエネルギー対策について

##### 4番 齊藤誠之議員

1. 子ども子育て支援について
2. 放課後児童クラブについて
3. 近代化遺産の有効活用について

##### 6番 鈴木伸彦議員

1. 新庁舎建設について
2. 那須塩原市定住促進と雇用について
3. 消防団員の定数について
4. 烏ヶ森公園脇区間、国道400号について

出席議員（26名）

1番	藤村由美子君	2番	星宏子君
3番	相馬剛君	4番	齊藤誠之君
5番	佐藤一則君	6番	鈴木伸彦君
7番	櫻田貴久君	8番	大野恭男君
9番	伊藤豊美君	10番	松田寛人君
11番	高久好一君	12番	鈴木紀君
13番	磯飛清君	14番	眞壁俊郎君
15番	齋藤寿一君	16番	君島一郎君
17番	吉成伸一君	18番	金子哲也君
19番	若松東征君	20番	山本はるひ君
21番	相馬義一君	22番	玉野宏君
23番	平山啓子君	24番	植木弘行君
25番	人見菊一君	26番	中村芳隆君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	阿久津憲二君	副市長	渡邊泰之君
教育長	大宮司敏夫君	企画部長	片桐計幸君
企画情報課長	佐藤章君	総務部長	和久強君
総務課長	赤井清宏君	財政課長	八木澤秀君
生活環境部長	山崎稔君	環境管理課長	舟岡誠君
保健福祉部長	人見寛敏君	社会福祉課長	松江孝一郎君
産業観光部長	藤田輝夫君	農務畜産課長	中山雅彦君
建設部長	若目田好一君	都市計画課長	君島勝君
上下水道部長	須藤清隆君	水道課長	小仁所滋君
教育部長	伴内照和君	教育総務課長	小林一恵君
会計管理者	大島厚子君	選管・監査・ 固定資産評価 ・公平委員会 事務局長	阿美豊君
農業委員会 事務局長	田代晴久君	西那須野 支所長	熊田一雄君
塩原支所長	成瀬充君		

本会議に出席した事務局職員

議会議務局長	阿久津	誠	議事課長	白井	一之
課長補佐兼 議事調査係長	増田	健造	議事調査係	人見	栄作
議事調査係	小池	雅之	議事調査係	伊藤	靖

開議 午前10時00分

#### 開議の宣告

議長（中村芳隆君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は26名であります。

#### 議事日程の報告

議長（中村芳隆君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

#### 市政一般質問

議長（中村芳隆君） 日程第1、市政一般質問を行います。

発言通告者に対し、順次発言を許します。

#### 齋藤寿一君

議長（中村芳隆君） 初めに、15番、齋藤寿一君。  
15番（齋藤寿一君） 皆さん、おはようございます。議席番号15番、五峰クラブ、齋藤寿一です。

事前通告書に基づいて、市政一般質問を行います。

まず、初めに、1、「生乳生産本州一のまち」としての今後の取り組みについて。

本市は、本州一の生乳生産額を誇りますが、市の基幹産業である酪農をさらに推進するために全国へ向けての発信及び戦略等が必要となります。平成24、25年度に実施した海外都市産業交流促進事業により、フランスのリヨン市やパリ等を訪問

し、さまざまな情報を得たという強みもあることから、以下の点についてお伺いをいたします。

生乳を活かした特色ある商品の開発について、6次産業化を含め、どのように考えているか、また、そのプロモーションをどのように行っていくかをお伺いいたします。

生乳生産本州一のまちとして、地域おこしをどのように考えているか、お伺いをいたします。

生乳を活かした地産地消の取り組みについて、どのような考えがあるかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、1、「生乳生産本州一のまち」としての今後の取り組みについて、生乳を生かした特色ある商品の開発について、どのように考えているか、またそのプロモーションをどのように行っていくかと、「生乳生産本州一のまち」として、地域おこしをどのように考えているか。そして、生乳を生かした地産地消の取り組みについて、どのように考えているかは関連がございますので、一括してお答え申し上げます。

「生乳生産本州一のまち」であることは本市の誇りであり、地域の宝であると考えております。本市では、これまでも各種イベントでの牛乳の販売や試飲、小学校でのバターづくり、旅館、ホテルでの朝食に牛乳キャンペーンなどを通じ、本州一の牛乳の消費拡大や市内外へのPRを図ってまいりました。

酪農や商工、観光関係団体との連携を図りながら、今後もこの宝物を生かした地産地消、消費の拡大やブランド化の推進に努めてまいります。

また、この宝物にさらに磨きをかけ、輝きを増していくために、「チーズとワイン」を一つのテ

ーマといたしまして、生産から加工、販売までを一貫して行いうゆる6次産業化に取り組んでまいりたいと考えております。

この6次産業化の推進に当たりましては、まずは産業観光部内に研究会を設置し、事業化の実施可能性や実施プロセス、資金の調達方法等についてですね、調査研究を進めていきたいと考えているところでございます。

こうした取り組みを、時にスピーディーに、時に粘り強く展開していくことによりまして、生乳の消費量の増大や高付加価値化、さらには新たな産業の創出を図り、「生乳生産本州一」を地域おこしにつなげてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 再質問に入る前に、ご答弁が一括答弁でございましたので、私もを一括して、再質問をさせていただきます。

ただいま、答弁の中にチーズとワインを一つのテーマとして、6次産業化に取り組んでいくというご答弁がありました。具体的な施策があるのかお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 具体的な施策ということで、お尋ねだと思いますが、先ほどもお答えさせていただきましたが、具体的な施策の検討につきましては、今後、庁内の検討会を立ち上げて、そちらのほうで検討していくということになるということでございますが、そんな中で本市にはですね、先ほどもお話ししましたが「生乳生産本州一」という酪農が、要は集積しているという条件がございます。さらにですね、チーズは生乳に比べて物流コストが低い、そして日もちもするなどという特徴もございます。

加えましてですね、牛乳の消費量というものは減少傾向にございますが、チーズの消費量につきましては、この20年くらいで2倍強になっているということもございます。

また、チーズとワインの消費には一定の相関関係があるということもございます。

加えてですね、ワインブームはまだ逃げていない等々もございますので、そういう現状を踏まえて、今後の検討の中で、ニーズの把握であったりだとか、供給可能量の把握、さらには商品の選定、そして実施プロセスの検討、資金調達の方法等について、調査研究を進めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） ただいま、答弁をいただきまして、今後これに関しましては、調査研究をしていくということでありまして、具体的なお話もありましたけれども、私から一つその研究の課題として、ご提案をさせていただきたいと思いません。

チーズとワインをメインとした食材というか、食べる方法として、チーズフォンデュやラクレットというものがございます。

まず、チーズフォンデュであります。チーズをおろし金ですりおろし、あるいは細かく切ったものに分離を防ぐためにコーンスターチをまぶし、熱した白ワインとともに鍋に入れ、煮溶かし、これに一口大に切った固めのフランスパンなどをフォークや串に刺して、溶けたチーズを絡めて食べる方法、これがチーズフォンデュであります。

また、ラクレットとはフランス語で「削るもの」、「ひっかくもの」を意味したチーズの断面を直火で温め、溶けたところをナイフなどでそいで、ジャガイモ等などに絡めて、食べる方法、こ

ういものがございます。

先ほどの答弁の中で、旅館、ホテル等の朝食に牛乳キャンペーンを通じ、消費拡大やブランドの推進に努めているというようなご答弁がありましたけれども、ぜひ、このチーズフォンデュやラクレットをメニュー等に加えることができるのではないかというふうに私、思うわけではありますが、それについて何かご見解があれば、お答え願えればと思います。

議長（中村芳隆君） 産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） かなり具体的で現実的なご提案をいただいたというふうに思っているところでございますが、チーズフォンデュやラクレットにつきましては、生乳の消費拡大にもつながりますし、チーズ・ワインの6次産業化に当たっての消費の下支え的なところになると、そして、新たにメニューを開発するというようなところの一つの切り口になるというようなところではですね、私どもにとってはですね、貴重なご提案をいただいたというふうに思っているところでございます。そうはいいいながらも、しかしながらですね、現時点では旅館、ホテルでのメニューに組み入れてみるということになりますと、現実の問題といたしましては、人手や器具等の経費の問題もでございます。そういうこともございますので、今後ですね、このチーズ等の6次産業化の進捗状況というものを見計らいながらですね、関係する皆様とご相談をさせていただきながら、こういうことが早く議論できるような状況になっていければ、ありがたいかなというふうに思っているところで、回答とさせていただきます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） ただいま前向きなご答弁をいただきまして、6次産業化の推進に当たりま

しては、先ほど答弁にありましたように産業観光部内に研究会を設置するとありますけれども、そのメンバー構成はどのように考えているのかお聞かせを願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 庁内研究会のメンバー構成についてでございますが、こちらにつきましては、商工観光課長をトップにいたしましてですね、産業観光部内に3課ございます。その全ての係長にメンバーになっていただく予定でございます。総勢で10名内外の構成になるということでございます。この議会が終わりましたらですね、早急に研究会を立ち上げまして、机上の調査、現地の調査、講演会等へ参加して、スキルアップをしたりとかですね、あとは必要によっては、場合によってはその起業について、要は業を起こすというところの起業でございますが、起業について、あるいはその経営的なところについて、コンサルタント等を入れてですね、そういうところについての調査もしていければというふうに考えておるところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、チームの編成的には産業観光部の3課の係長クラス約10名で構成して、今後この6次産業化について検討していくということですので、ぜひとも前向きにこの生乳生産の生産額本州一でありますので、ぜひとも前向きに検討をしていただければというふうに思います。

そこで、もう一つご提案をさせていただきますけれども、本市の牛乳を生かした本州一の生産額を誇るまちであるからこそ、できる、またインバクトの強い牛乳での乾杯条例等を制定してはどう

かというふうに思いますが、そのことについてのご見解をお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 牛乳の乾杯条例の制定いかがというようなご質問だと思います。牛乳でですね、乾杯することによりまして、まずはということが考えられるかといいますと、多くの市民の皆さんに本市は生乳の生産が本州で一番だなということを改めて認識してもらえる。そのことはですね、やっぱり市民の皆さんも、おらがまち自慢というようなところの一つになると思いますので、本市への愛着というところも含めて、一つ大きな効果があるのかなというふうに考えております。

あとは、現実的な効果ということにつきましては、牛乳や乳製品の知名度の向上や消費の拡大のきっかけになるというようなところの現実的な効果も持っているのかなというふうに思っております。

北海道の中標津町というところで、牛乳消費拡大応援条例というものを制定しまして、牛乳の消費拡大や乳製品の食文化の普及を行っているというような事例もございます。

本市といたしましても先進事例を参考にさせていただきながら、一ひねり、二ひねりしながら、本市ならではの条例を制定するというようなところで検討していきたいというふうに思います。条例の検討に当たりましては、関係する団体の皆さんとも相談しながら、よりよいものができるようになるようにそんな検討を進めていければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 先ほど突然、生乳生産額

の本州一を誇る本市だからこそ牛乳での乾杯条例をという提案をさせていただきました。最近では全国各地に清酒で、日本酒で乾杯というような条例をつくっているところが結構ありますけれども、この私が提案させていただいた牛乳で乾杯条例というものは、やはりほかでは、まねできない、この本市、那須塩原市にとって、本州一の生産額を誇る、牛乳生産を誇るという本市だからこそ、有効かつそして全国に発信できるこういう条例ではないかというふうに思いますので、先ほど、部長の答弁にありましたように前向きにご検討いただければ、さらなる消費拡大につながるのではないかとこのように思うわけであります。

この地域の特徴となるような商品の開発により乳用牛を営む農家の収入が安定すれば、新規就業や雇用促進も期待できるものとなる可能性を秘め、商品開発により1次産業の利益率の向上、市のブランドイメージの向上やフランス国際交流の成果も発揮できることではないでしょうか。今までのように本州一の生乳生産額をPRするののも一つですが、商品開発により、なぜ那須塩原市はチーズなのか、乾杯条例なのか、そういう商品の発掘から那須塩原は逆に本州一の生乳生産額が1位なんだよというように製品から逆に全国に知らしめる、発信することが必要ではないかというふうに思います。この1の項をこれで終わりにさせていただきます。

次に、2、大きな2番のヘルスツーリズムの今後の展望についてに移らせていただきます。

近年、健康、未病、病気の方、また老人、成人から子どもまで全ての人々に対して、科学的根拠に基づく健康増進を理念に旅をきっかけとした健康増進、維持、回復、疾病予防を目的としたヘルスツーリズムを官公庁、旅行会社、地方自治体等が連携し進めている。そこで、以下の点について

お伺いをいたします。

ヘルスツーリズムの取り組みについて、旧塩原視力障害センター跡地利用を含めた市の考えをお伺いをいたします。

ヘルスツーリズムを進めていく中でプログラムの作成やプロモーションをどのようにしていくかお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 齋藤議員の質問に私からもお答えをいたします。

このヘルスツーリズム、今質問で言っていたいて、ただ言われると何なのかなと思う人も数多いんですけども、ここで、健康、未病、病気の方、または老人、成人から子どもまで全ての人々に対して、科学的根拠に基づく健康増進を理念にした旅と、こういうことございまして、実は今の質問を聞いていて、ふと思いついたんですけども、先日、上海にお邪魔をしたときに、とにかくこのインバウンドで来てくれと、こういうお話を関係者としていたら、このヘルスツーリズム、いわゆる一流の病院がほしい。1人70万円から100万円ぐらい、4泊5日ぐらいだと押すな押すなで人が行くと。だけれども、できれば東大病院ぐらいの病院がほしい。そういうところで、日本の世界一と言われるその健康診断をぜひ受けて、あと1泊ぐらいは温泉に入って、1日ぐらいは東京で買い物をして帰る。これは大変な今、ブームになっていると。

ただ、これは確約できなかったのは東大病院がここにはない。こういうこともあって、それじゃあ東京にはあるんだけれども、那須塩原は距離的にどうですか、と質問があったので、日帰り可能ですよと。こんなお話をして、そういうきっかけ

の中からオバラさんという総領事も、よし、じゃあ内緒で女房を連れて行ってみたい話を7月ならないうちに来たいと、こんなこともございました。これ、いろいろ考えると、ヘルスツーリズムにつながっている話なので、答弁の前に一言お知らせというか、私の体験したものを話させていただきました。

まず、このヘルスツーリズムの取り組みについて、旧塩原視力障害センター跡地利用を含めた市の考えですが、ヘルスツーリズムは本市の観光振興の新たな切り口として、大変有効な施策であると考えており、観光関連団体や医療関係者と連携して、現在、研究・検討を進めております。

また、この旧塩原視力障害センター跡地については、ヘルスツーリズムを含めて観光振興の拠点となり得ると考えておりまして、現在、取得に向けて財務省、国との協議を進めております。

また、その具体的に値段が幾らでとか、そこまではいっておりません。

次に、ヘルスツーリズムを進めていく中で、プログラムの作成やプロモーションをどのようにしていくかについては、今後、これは専門家を交えながら、関係機関や団体、地元の皆様と協議し、効果的な実施方策を研究していきたいと思っております。

現段階では、このような答弁となりますので、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） ただいま市長からの答弁ありがとうございます。また、上海での経験を生かしたお話を交えていただいて、大変ありがとうございます。

それでは、再質問に入りますけれども、先ほど観光関連団体や医療関係者と連携をし、研究・検討を進めていくというような内容でありましたけ

れども、それについての内容についてお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 今までにやってくる研究あるいは検討について、どのようなことかというお尋ねだと思います。議員もですね、ご案内のとおり、平成24年と25年度についてはフランスにお邪魔いたしまして、温泉を活用した健康施策等について視察を行ってまいったということでございます。

またですね、国内の先進事例等についても視察を行っていますし、いろいろな国あるいはヘルスツーリズムを実施している主体が開催していますシンポジウムとかあるいは講演会そういうものにも参加しているところでございますし、また、私どもでもですね、市が主催する講演会なんかも開催したというようなところが主だった研究内容だということでございます。どちらかという、今の時点では情報収集のところに力点を置いた取り組みを進めているというのが実態でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、講演会等そういうものの集約の段階であるということでありまして、ぜひ前向きにこの案件を進めていただければというふうに思います。

そこで、先ほどの答弁の中にありましたようにヘルスツーリズムの拠点として、旧塩原視力障害センター跡地の取得が前提となるわけでありまして、国との協議を進めているということでありまして、現在の協議状況と内容についてお伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 旧視力障害センターの跡地の取得について、企画部が協議していますので、私のほうから答弁をさせていただきます。

旧視力障害センターの跡地につきましては、大正天皇の御用邸の跡地だったということもございますので、市として取得を考えているというところでございます。

その国との協議状況でございますけれども、昨年12月に齋藤議員からご質問をいただいた後ですね、一度、国と事務レベルの協議を行ってございます。また、3月には国からの取得時期が平成28年度末になるというスケジュールが示されてございます。

そうしたことを踏まえまして、5月16日に宇都宮の財務事務所長さんがお見えになりました折に市長から財務事務所長宛ての要望書を提出してございます。その内容につきましては、まだ取得費用等の具体的な提示を受けているわけではございませんけれども、土砂災害の警戒区域ということでそういった区域があると。また、御用邸として使用するに当たっては三島家からの宮内庁への献上であったということ等を勘案しまして、取得費用については特段のご配慮をお願いしたいということ。またですね、取得時期につきましては、できるだけ早期に対応をお願いしたいという要望をしております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 12月にもこの問題に関しまして、私一般質問をさせていただいたわけでありまして、先ほど部長のほうから答弁がありましたように、その後の経過については重立って28年度に取得、そしてまた、先月5月16日には財務事務所長との市長との会談があり、そこで要望をしたというような流れになっているということであり

ます。

この土地に関しまして、昨年の12月に詳しく私のほうからのご説明をさせていただきましたけれども、今、部長の答弁の中にもありましたように、三島家が天皇に献上し、皇后陛下より視力障害者の今後のために宮内庁から厚生省へと移管された土地であり、売買するというような土地ではないことを強く要望に入れながら、今後も交渉を続けていただければというふうに思います。由緒ある土地は今や門、扉に有刺鉄線が張りめぐらされている光景で、地元の皆さんにとっては心痛む心境であります。一日も早い解決を望みたいと思います。

次に、に移らせていただきますけれども、今後、専門家を交えながら、関係機関と団体と地元の皆さんと協議をして、効果的な策を研究していくんだというようなご答弁であったかというふうに思いますけれども、一つ、この健康増進施設認定制度というものがあまして、厚生労働省では国民の健康づくりを推進する上で、適切な内容の施設を認定し、その普及を図るため、健康増進施設認定規程を策定し、運動型健康増進施設、温泉利用型健康増進施設、温泉利用プログラム型健康増進施設の3種類の施設について、大臣認定を行っております。

温泉利用型健康増進施設を例に挙げてみますと、厚生労働省が定める一定の基準を満たした温泉を利用した健康づくりを図ることができる施設のことをいい、厚生労働省から認定された施設であることを証明として、施設にはマークが掲出されているので、安心して利用いただけるというものであります。

認定施設を利用して温泉療養を行い、かつ要件を満たしている場合には施設の利用料金、施設までの往復交通費について、所得税の医療費控除を

受けることができるそうであります。

そこで、5月に国際ヘルスリゾートシンポジウム in Tokyoの会議が開催され、本市においても参加されているとお聞きしました。その中で、富山市角川介護予防センターの事例が発表されておりますが、まさにこれはヨーロッパのヘルスツーリズムの形であると私も思っておりますが、これについての見解をお示しいただければというふうに思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 富山市の角川介護予防センターについてのお尋ねだということでは、先ほどお話がありました、ことしの5月に開催されました国際ヘルスツーリズムシンポジウムの中で、紹介された先進的な事例だということで、私も聞いております。

このシンポジウムには私どものほうの職員も出かけておりますが、それ以外にですね、塩原観光協会、あとは医療関係者も参加されたということで、皆さんで貴重なシンポジウムのほうのお話を聞いてきたということでございます。それですね、特色といたしましては、まず内容的な特色ということでございますが、温泉を利用した水中運動療法や温熱療法、またですね、オプションが多様だということで、そんな多様なオプションの中でパーソナルケアができるということも一つの特徴。そして、さらに介護予防や高齢者の健康増進に取り組んでいるということ辺りが大きな特徴として挙げられる施設だということで、私も直接お話を聞いておりませんので、復命の中でそんなようなお話を聞いております。

温泉活用のパーソナルケアの多彩さということからですね、ヘルスツーリズムの観点からも注目

されている施設だということございまして、こういうことからしまして、本市としても一つの先進的な事例ということで、今後勉強していく中で一つの材料にさせていただければというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） ただ今、先進事例として、シンポジウムにおきまして発表された事例ということで、今後研究会の中で関係団体等とのこういうものも含めた検討していただければというふうに思います。

土地取得に対しましては、本市の条件と要望を伝えながら一日も早い解決をし、ヘルスツーリズムの拠点として、塩原温泉、板室温泉を利用した総合的施設となることを願い、2の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、大きな3番、子ども・子育て支援制度について。

平成24年8月、日本の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題解決のために、子ども・子育て支援法が制定され、この法律等に基づき、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていく子ども・子育て支援新制度がスタートします。本市は子育て支援施策の一つとして、保育園整備計画を策定し、認定こども園の整備を進めていることから、以下の点についてお尋ねをいたします。

新制度利用の流れについてお伺いをいたします。

認定こども園のメリットはどのようなものかお伺いをいたします。

認定こども園に関し、子ども・子育て支援新制度に基づき、新たな計画を策定する考えはあるか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 子ども・子育て支援新制度についてのご質問に順次お答えをさせていただきます。

まず、新制度利用の流れについてですが、子ども・子育て支援新制度で、保育を希望される場合は、まず初めに保護者が市町村に対して、保育の認定申請を行い、市町村は保護者の就労状況等に応じて、保育の必要性等の認定を行います。次に、保護者は市町村に対して、利用を希望する施設、事業の申し込みを行い、市町村は関係施設、事業者間での利用調整、あっせんを行います。その結果、公立保育園や私立保育園であれば、市町村と、認定こども園や小規模保育事業などであれば、施設事業者と契約をするというふうな手順になる予定でございます。

次に、認定こども園のメリットについて、お答えをさせていただきます。

認定こども園は幼稚園と保育園の機能と特徴をあわせ持つ施設でございます。

また、保護者が働いている、いないにかかわらず、児童は教育・保育を受けることができ、保護者の就労状況や家庭状況が変わっても、通い入れた園を継続して利用できるというメリットがございます。

次に、新たな計画の策定についてですが、子ども・子育て支援新制度のスタートに向けて、本市におきましても、平成27年度からの5カ年における幼児の教育・保育等の需要見込みや提供体制等を盛り込んだ子ども・子育て支援事業計画を現在、策定しているところでございます。

計画の策定に当たりましては、地域の実情やニーズ等を把握するため、ニーズ調査を実施したと

ころでございます。

また、関係者で構成する子ども・子育て会議を設置し、各委員から意見等をいただきながら、取り組んでいるところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 再質問をさせていただきますが、 から を一括して再質問させていただきます。

新制度では住まいの市町村による3つの区分の認定に応じて、施設などの利用が決まっていくわけでありまして。1号認定、教育費、標準時間認定、満3歳以上で教育を希望される場合、幼稚園、認定こども園が利用先となるわけでありまして。2号認定、満3歳以上、保育認定。満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合、利用先として、保育所、認定こども園となるわけでありまして。3号認定、満3歳未満、保育認定、満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望される場合、利用先として、保育所、認定こども園、地域型保育と示されているわけでありまして。

この国の制度は子ども・子育て支援新制度が平成27年の4月に本格スタートするわけでありましてけれども、この新制度の実施のためには消費税が10%になった際の増収分から現時点では毎年7,000億円程度が充てられるというようなことが国から示しをされているところでありますけれども、認定こども園に移行するに当たっては、現時点で通園されている子どもたちの手続認定はどのようにするのか、お伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） ただいま議員からご質問いただきました現在、園に通っているお子

さんの手続というところかと思えます。そちらにつきましても、通常ですね、9月初旬から保護者の方々に対しまして、新たに園に入られるというふうなご希望の方もおおむね同時期というふうなところではあるんですが、ご案内を差し上げて、手続を進めさせていただくというようなことを行っております。ですので、今回新制度に変わるところではございますけれども、おおむね同様の時期にですね、保護者様の方々にご案内を差し上げて、手続等をとっていただくと。実際には先ほど議員からお話がありました1号、2号、3号認定の部分で保育が必要とされる2号、3号認定につきましても、市のほうに申請を出していただいて、その認定を受けていただくというふうな手続が、先ほど第1回目の答弁で差し上げたとおり必要になります。これは園に通っている方が必要となってきますので、こういった手続、また新たな制度については、9月のご案内の中で各園を回りまして、直接保護者の方に丁寧な説明を差し上げたいというふうにご考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） わかりました。9月ごろにその手続が開始になるということで、その説明に当たっては詳しく説明していくということでもありますので、安心をいたしました。

今後、認定こども園を実施していくに当たり、保護者への説明、あるいは周知をどのように進めていくのか、また進められているのかをお伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 保護者の方々への周知につきましては園に通っている方々については直接その園での説明会という形になりますが、

通っていらっしゃる方などもいらっしゃると思いますので、そういった方には当然、広報紙やパンフレット、それから、できれば子育てサロンなども実施をしておりますし、商業施設ですね、親御さんがよく通われるスーパーとかそういったところにパンフレットを置いて、ご案内を差し上げることでですね、周知を図っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） その周知に関しましては、当然今、幼稚園あるいは保育園に通わせている保護者についてはそういう説明の機会が多いと思いますけれども、今言われたように今後入園していく子どもたちにとっては親御さんにとっては、なかなか周知徹底がなされないのではないかというふうに思い、今、広報紙、あるいはスーパー等のところにそういう周知をしていくんだということでお聞きをして、この辺を徹底していただければというふうに思います。

今後、今年度で6園、そして来年2園を実施していくわけでありまして、施設の改修あるいは建設に当たってはどのような計画が進められていくのか、お伺いをします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 現在、市内の幼稚園を経営されます法人の方々につきましては、認定こども園への移行ということでお話をいただいております、その一番最初にですね、こちら市から事業者さんへの説明が昨年9月20日に行っております。その際には市内にございます9の法人さんのうち、既に認定こども園に移行されているところを除いて8の法人の方にお見えになっていただいております。9のうち8ですが、そのお見

えにならなかったのは別の法人さんでした。訂正をさせていただきますが、8の法人さんがお見えになると。その中で、その8事業者さんにつきましては全てですね、幼保連携型に移行するというようなことで、ご希望をいただきまして、その移行に際して、施設の改修等が必要な場合には国、県の補助制度に合わせまして、市も単独補助事業を設けまして、施設整備に当たるというようなことで、その促進を図らせていただくというような説明もさせていただきました。

この市単独補助という仕組みなのですが、実際には施設の整備補助については国、県から来るものについてはその受け入れの定員数によりまして、基準額というものが定められておるんですが、基準額につきましては、実際には設備工事費の改修工事等の4分の3以内というふうな縛りがございます。この4分の3という部分を市として捉えまして、基準額とそれから4分の3の補助率という部分の間を市として実際には基準額の1.2倍までを埋めさせていただこうというような形での補助制度をつくらせていただいて、今回の整備についてはさらに支援させていただくというような説明もさせていただきます、事業者さんのほうに、そういったことで意向をお聞きしたというふうな状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今の施設等の改修についての補助基準額については、国・県そして市も単独事業で行っていくということで、その基準というものが国から示されて、その基準によって、そういう市単独の補助事業というふうになるわけですが、これにつきましては、やはり事業者との協議を密にさせていただいて、なるべく負担がかからないような補助的なものを望んでいきたい

というふうに思います。その点をよろしく願いを申し上げます。

また、保育料についてでありますけれども、国が省令で基準額を示し、それをもとに市町村が条例で定めるという形になるわけでありまして、現在、新制度に基づく利用者負担額については国の基準は現時点で示されているのでしょうか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 保育料、利用者の方が支払う部分かと思えます。こちらについては現在検討中ということで、先ごろやっとこの検討にかかる資料の提示がございました。そちらを見ますと、基本的には現在の保育料と変わらないというような見方ができます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） やっと国のほうからある程度の示しがあったということでありまして、今答弁のあったように現在の保育料とさほど差がなく、できるということの認識でよろしいですね。はい、わかりました。

それでは、もう一点、再質問させていただきますが、現在、具体的に進められております塩原保育園と塩原幼稚園との認定こども園の状況についてお伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 塩原幼稚園、塩原保育園につきましては、塩原温泉地区にですね、それぞれ幼稚園、保育園として唯一存在する子ども子育て環境ということで、非常に重要な施設であると認識をしております。

そのような中で、やはり塩原温泉地区もですね、

少子化については例外ではなく、ここ数年お子さんについては減少傾向にあります。実際に、その減少傾向の中で継続した安定した幼児の保育・教育環境を塩原温泉地区にも必要であるというふうな認識のもとに、この新制度に基づく認定こども園という形が最も継続性、安定性を保つ施設としては国からの運営費等も見込めますので、よいのではないかとというふうな思いのもとに、この施設を塩原小学校が中学校と小中一貫校ということで統合され、現在、塩原小学校があったところについては跡地利用を検討中というふうなところでございましたので、その塩原小学校の跡地の一部に、この認定こども園を新たに建設することで、塩原温泉地区の幼児教育とそれから保育というものを継続して安定して提供していきたいというようなことで、5月になるんですが自治会の方々、塩原幼稚園の保護者の方々、それから塩原保育園の保護者の方々にご説明をまずさせていただいたというふうな状況でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） この2園については、この認定こども園に向けての協議が始まっておりまして、保護者説明会も1回目ですか、2回目ですか、済んだということで、この認定こども園の建設というか予定地まで今発表されておりましたけれども、小学校が小中一貫校により、中学校のほうの敷地に移ったわけでありまして、その跡地利用として、その地に認定こども園を建設するというような計画まで示されておりました。この説明会によりまして、やはり保護者の皆さん方にとっては当然メリットとして、保育と教育が一体型になる施設でありますので、メリットはあるんですが、そういう意味ではいろいろな不安もあることと思いますので、その辺は今後また、説明会を開

く中で十分に示していただければというふうに思っています。よろしくどうぞお願い申し上げます。

近年、子どもの環境を取り巻く社会情勢は目まぐるしく変わり、市の対応も迅速化が求められています。

本市においては、子どもに対する行政サービスは手厚く前向きであります。平成26年度の市政基本方針の中にも子育て環境の充実、また予算編成の基本的な考え方の中にも二宮尊徳の「分度と推譲」の考え方に倣い、支出を収入の範囲内に抑え、余剰を将来のために積極的に少子化対策の事業を展開していくというような方針も打ち出しております。

子ども医療費の助成や子どもたちのための放射能対策事業、また今回、認定こども園事業により待機児童ゼロを実現するために動き出しております。子どもに対する行政は市単独のもの、あるいは国の動向により、急激な実施を要請されるものと市の対応は大変苦勞されていることと、ご察しを申し上げます。

そこで、市民の保育、子育てのニーズに対し、可能な限り対応するために本市の部局に子ども部を創設してはどうか、提案をさせていただきますが、市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 突然、子ども部、本当に聞いて、ところが実はこの問題については懸案でございました、本市として。というのも私、古い話、県議時代に栃木県の幼児教育振興協会の会長として、保育園あるいは幼稚園の持っている課題、将来に向かってはこの認定こども園になりますよというその時代だったんですけども、当時は就園補助を500円でも1,000円でも上げれば、それがとてもいい政策だと言われた時代もありましたが、

そんな単純な時代はもうとっくに経過をしております。那須塩原が思い切って定住促進、住む人を減らさないと言った裏にはやっぱりそういう子どもに対する政策を手厚くすると、こういうことが原点にありまして、ただ、やっぱり今まで県内も余り、宇都宮ではやっておりますが、子ども部を持っている市はほとんどございません。全国的にはちょっと調べてあるんですけども、ございしますが、こういうものをもとにして、やっぱり子どもたちの将来のために、今、認定こども園、あるいは待機児童ゼロ、それから、きのうから話題になっている学童保育、こういうものを大きくバージョンアップするためには、やはり子ども部を新設すると、こういうことは意外に、ちょっと部の中の課でだけ対応しているという時代は終わっているんじゃないかと、こういう考えの中で、私としては来年度、子ども部を新設すると、こういう気持ちで制度設計に入らせていただいております。

子ども部をつくって、何やるのと、つくっただけじゃ意味がないと、もちろんこういうふうに批判を受けるのも覚悟しておりますが、これは例えば、私がモデルとしてイメージしているのは、杉並区の子ども応援券、現金を配るのではない、券、こういうものを子育てのお母さんにぜひ配りたいと。こういう制度についても、これから制度設計ありますが、自分たちの財政をよく見きわめながら、しかし将来に向かって定住を促進する、あるいはこの市の人を減らさない、そこに原点があると私も思っておりますので、ぜひやっていきたいと思えます。

子ども部の新設については、それだけではなくて、この一連の国の流れもあるんですよ。

子どもの問題について、際限なく人口減が続くのを減らすために、昭和37年、50年前ですけども、第1次国土総合開発計画、これができまして、

今、平成22年の第6次の計画まで来ておりますが、高速交通網の整備とか、農住構想、農村部に工業や住宅を移す。これ全て均衡ある国土の発展ということで、根底にあったのは人口問題。50年前に50年後人口が減ると、こういうことも既に国は推測、これ日本だけじゃないんですよ。世界じゅうで少子高齢化が進むと。いろいろの手を打ってきたんですけども、なかなかこの実効の上がる手が現在は見えないで5月8日創成会議の発表に至ったと、こういうものを受ければ、子ども部の創設はもう今の時代、至極当然なことであり、私としては積極的に取り組ませていただきたいと、こういう気持ちでございます。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、突然の私の提案にしまして、市長から子ども部を創設するというような答弁があることが非常に私も驚きを感じておりまして、大変ありがたい部の創設であるというふうに感じております。今の市長の意見を聞いておりますと、市長の本市の子どもに対する、子育てに対する支援の手厚さを非常に感じました。また、充実した子どもの支援、そして子どもの手厚い市というイメージをこの那須塩原市に植えつけられるのではないかなというふうに思います。

また、今年度、新年度予算に定住促進の元予算というような位置づけでつけておりますけれども、こういう子ども部が創設されるような那須塩原市には、ぜひ生み育てて、ここに住んでみたいという定住促進にもつながるのではないかなというふうに思い、私、今、大変すばらしい決断に感謝無量でございます。この感動を抑えながら、そしてまた次の機会にまた質問をさせていただくことをお願い申し上げ、この3の質問を終わりにさせていただきたいと思っております。

議長（中村芳隆君） 会議の途中ですが、ここで

10分間休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） それでは、最後の大きな4番の質問に入らせていただきます。

4. 2022年開催予定の栃木国体について。

2020年の東京オリンピック開催が決定しておりますが、その2年後の平成34年（2022年）には、わが国最大かつ最高のスポーツの祭典である国体が栃木県で開催される予定であることから、以下の点についてお伺い致します。

栃木県で開催されるに当たり、今後、文部科学省、公益財団法人日本体育協会、また県の今後の開催に向けてのスケジュールについてお伺いをいたします。

昭和55年第35回国体が本県で開催された際には旧黒磯市でソフトテニス、旧西那須野町でボクシングを誘致、開催いたしました。また、平成23年度には全国スポーツレクリエーションで女子ソフトボールを開催、平成24年度には第34回全国中学校ソフトボール大会が開催されるなど、過去の実績、また競技誘致に適している環境があることから、本市において他の競技も含めた誘致を行う考えはあるか、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、大きな4番、2022年予定の栃木国体について、お答えをいたし

ます。

初めに、の今後の開催に向けてのスケジュールについてでございますが、栃木県では栃木国体を最大のスポーツイベントとして、県内の自治体等と協力を図りながら進めていくとしておりまして、本年の5月19日に栃木県準備委員会の設立総会が開催されたところでございます。

今後、県におきましては、平成27年度までに、各種目の会場地を決定する予定となっております。その後、平成31年度の文部科学省、また日本体育協会の視察を経て、開催が正式に決定することとなります。その後、平成33年度にリハーサル大会を開催し、平成34年度の第77回国民体育大会が開催される計画となっております。開催は平成34年の9月から10月を予定しておりまして、競技種目は正式競技、また公開競技など合わせますと、約40競技、選手役員数では約2万2,000人が参加される見込みでございます。

次に、の本市において、他の競技も含めた誘致を行う考えはあるかという質問でございますが、昨年度、県が実施をいたしました開催競技の意向調査を受けまして、各競技の過去の実績、また施設整備などを踏まえまして、6つの競技について、本市では開催希望を県に伝えたところでございます。今後、市の関係競技団体等と調整を図りまして、本市の競技環境の優位性を伝えながら、誘致活動に努めてまいりたいと考えております。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 再質問に入る前に、を一括して、再質問をさせていただきたいというふうに思います。

先ほど、答弁の中にもありましたように本市でたくさんの競技が開催されているわけですが、近年開催された関東あるいは全国規模の大会としては、どのようなものがあるか、お伺いをし

たいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 近年開催された大規模な大会ということで、ソフトテニス競技では今年度ですね、国体の関東ブロックの予選大会、また秋に2014のねんりんピック大会が開催される予定でございます。ソフトボール競技につきましては、平成23年に全国スポーツレクリエーション祭という名称で行われております。

また、平成24年には全国中学校ソフトボール大会が開催されたところでございます。それと、今年度でございますが、国体関東ブロックの予選大会といたしまして、女子のサッカー、また馬術競技が本市で開催される予定となっております。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、部長のほうから答弁をいただいて、この本市においても本当に大きな大会が数多く開かれているということとをさらに再度認識をさせていただいたわけであります。県では先ほどの答弁の中に約40種目を各自治体に振り分けるわけでありますけれども、誘致に関しまして、本市の優位性は何か、特にここが優位性があるよというようなものがあれば、お聞かせをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 開催に当たっての本市の優位性ということでございますが、これまでそういった関係施設の整備につきましても順次行っておりますし、また現在、施設整備計画というものを持っておりまして、それに基づいて今後、黒磯運動場のテニスコートの整備、また西那須野運動公園の多目的運動広場の整備、あわせて青木サッカー場の整備を進めてきておりまして、競技環

境の向上が図られる予定でございます。

さらに、本市につきましては新幹線の停車駅、また高速道路2つのインターチェンジを有する、ほかと比べて大変交通の便がよくなっている市というふうに考えております。

あわせて、多くの選手、観客の受け入れられる宿泊施設も充実をしているということで考えております。

豊かな自然、新鮮な食材の提供も可能ということで、そういった点で他の市等と比較いたしまして、大変大きな魅力があるというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今の答弁にもありましたように黒磯運動場のテニスコートの整備、あるいは西那須野運動公園の多目的運動場の整備、あるいは青木サッカー場の整備を現在進めているところで、また、ほかの競技に関しましても優位性があるというようなご答弁がありまして、私も受け皿的には非常に適した地、那須塩原ではないかなというふうに感じているわけであります。

先ほどの答弁の中に本市において6種目の競技について開催希望を県のほうに伝えたということですが、その6種目とは、どのような種目が、またその選考の理由は何か、お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 県に伝えました希望の種目でございますが、ソフトテニス、ソフトボール、サッカー、ゴルフ、馬術、トライアスロンの6種目でございます。

また、選考に当たっての理由といたしましては、まずソフトテニス、ソフトボール、トライアスロ

ンにつきましては、これまでに関東、全国規模の大会を開催しているというような実績がございます。

また、サッカー、馬術に関しましては本年度、国体の関東ブロックの大会の予選が当地で行われるというような状況で、まず6競技を希望したということでございます。

あわせて、施設に関しましても、今後整備をしていくという前提の中でおりますので、ある程度の大会の基準に沿った整備は進むのかなというふうに考えております。

また、馬術やゴルフにつきましても、民間施設で大変充実したものがございますので、活用が可能かというふうに考えております。

そういったことから、今回希望いたしました6種目、6競技につきましては会場地として、ふさわしいというような判断のもとに県に提出した内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、競技6種目についてはソフトテニス、ソフトボール、サッカー、ゴルフ、馬術、トライアスロンの6種目を県のほうに誘致の要望として提出したということであります。本当に先ほどからも言うように、この6種、今聞きましたけれども、さきのソフトテニスにおいては国体の開催実績もございまして、ソフトボールに関しましても当然そういう実績もありますし、全国規模レベルの大会を数多く開いている地でもございます。そんなことから、この6種目に決めた意向調査を行ったということでもありますけれども、いつごろ、どのような方法で行われたのでしょうか。お伺いをいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 意向調査のこれまでの経過でございますが、栃木県のほうから予備調査ということで、昨年の12月にございまして、競技団体ともその状況等を相談し、意向等を踏まえた中で、提出をしたところでございます。現在は県において、県内各地から集まっております、そういった意向調査の結果をもとに候補地についての検討が今進められているというふうに聞いております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） それでは、この意向調査については当然、本市においては体育協会という協会がありまして、そこに加盟している団体がございまして、そういうところからの吸い上げによって、6種目というか、そういう選定をされたのか、お伺いしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 意向調査の内容と申しますが、対象ということでございますが、先ほども申し上げましたが、本市の現在所有しているいわゆる施設等も踏まえた中で40種以上の競技があるわけですので、その中で開催可能というのものも、ある程度事前には整理されると思っております。そういった中で対象となり得るであろう競技については体育協会の各関係団体とも事前に相談をしながら、県のほうには提出したということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） それでは具体的なお話をさせていただきますけれども、この国体種目を誘致することで、漠然とでしようけれども、どれくらいの経済効果が生まれるものなんでしょうか。

その辺の試算はしてありますか。お聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 開催に伴う経済効果ということでございますが、実はことし長崎県で国体が開催されます。その際に長崎県において、開催に伴う経済的波及効果の推定というものが実は資料で示されておりました。そういったものを参考にですね、先ほど申し上げました6競技全てが本市で開催されたという前提で考えております。今回、経済的波及効果に加えまして、やはり雇用の誘発というのもある程度見込まれるのかなというふうには考えておりますが、特に経済効果につきましては来場者が本市に多く来られるわけでございますが、宿泊規模でいきますと、2万人程度かなというふうに見ております。あわせて、大会の応援等も含め日帰りの方を考えますと、約8万人くらいに推定できるかなというような見込みがでております。

あわせて、観光消費とかいろいろな面を見てみまして、長崎県のデータをベースに試算をいたしますと、10億円を超えるような効果があるのかなというような、あくまで試算でございますが、そういったものを考えております。

あわせて、施設を整備する、また大会を運営するというので、やはりそれらにかかる経費として、この地域にいわゆるお金が流通するということになりますので、そういった副次的な経済効果にもつながるのかなというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、概略試算でありますけれども、10億円を超える経済効果がこの6種目が全部この本市に誘致できれば、そういう効果が

生まれる。当然、施設整備に伴う事業費、整備にかかわる事業費、あるいは大会運営の経費、そして雇用の誘発効果というものを含めると、本当にすごい、さすがに先ほども冒頭に申しましたように国の本当に一大イベントのスポーツ祭典であるというように感じるわけでありませう。ぜひ、誘致に向けては前向きに検討していただければというふうに思います。

県内の競技の中で、本市においてはソフトボール競技については、競技レベルが全国的にも高いことから、会場誘致に向けては効果的と思われるが、さらなるお考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） ソフトボールについてのお尋ねでございます。

ソフトボールにつきましては、本市において、これまで東日本の高校選手権であるとか、全国中学、高校総合体育大会などの開催がございました。そういった中で、特に中学生の大会では常に上位に入るということで、やはりその競技にかかわっている中学生ですから、生徒たちのレベルが相当高いというような認識をしております。

そういったことも踏まえまして、ソフトボールに対する理解というものも相当得られている競技ではないかなということで考えておりますので、今後、誘致に向けまして、関係競技団体、機関等とも連携を図りながら、誘致に向けた活動をしていければと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 今、答弁にありましたように、本当に近年ではこのソフトボール競技については、先ほども申したように東日本高校選手権

や全国中学校選手権大会の開催が本市で行われ、そして部長の答弁にもありましたように本当に、この特に児童生徒のソフトボールの競技のレベルはすごく高いものがありまして、全国で優勝する、そういうレベルでありまして、実を申しますと、本当にこの県北地域で予選会を勝つのが大変、全国に行くと優勝レベルというようなそういうレベルの地でありまして、そういう大会も幾つか開いている中で、全国の中ではやはり那須塩原市はもうソフトボールの会場地というような認識づけもほかにはついているのではないかなというふうに私は思うわけでありませう。ぜひ、この5種目もそうですし、このソフトボールをぜひこの市に誘致ということで、県に強い要望を行っていただければというふうに思いを込めて、述べさせていただきます。

この希望した種目が那須塩原市が会場地と決定した場合に本市の対応としては、どのようなものが考えられるのか、お伺いをしたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） あくまで、現時点での対応についての予定ということでございますが、会場地と決定した場合にはですね、開催の5年前、平成29年度を予定しておりますが、準備委員会を設置したいと思っております。以降ですね、開催3年前の平成31年に実行委員会を設置をして、対応に当たっていきいたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） それではこの開催決定した場合には開催年度は当然でありますけれども、その前後に関しまして、どのような大会が組まれるのか、予想されるのか、お伺いをしたいと思います。

ます。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） 大会が決定したという前提でございますが、本大会の前年に当たります平成33年に決定競技の各種目ごとにプレ大会として、リハーサル大会そういったものを開催していきたいというふうに考えております。このリハーサル大会を通じまして、本大会がいかにスムーズに行くのか、そういった部分を検証しながら実行委員会を中心に検討を重ね、少しでもいい大会に持っていければというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 15番、齋藤寿一君。

15番（齋藤寿一君） 種目によって、本大会が開かれる前にもそういうリハーサル大会等で、また、さらなる競技者がこの市を訪れるということでもありますので、先ほども経済効果の話が出ましたけれども、さらなる効果が生まれるということで、大変期待をするところでございます。

我が国最大のスポーツの祭典である国体が平成34年に栃木県で開催され、また、その競技を本市で迎えることができれば、経済効果が上がることはもちろんのこと、本市のブランドイメージを全国に発信できることであります。

競技を誘致するに当たり、本市においての競技環境、また新幹線の停車駅、高速道路のインターチェンジと交通の便のよさ、そしてさらなる強みは多くの選手を、あるいは観客を受け入れられる塩原温泉、板室温泉を初めとする宿泊施設が充実しているということでもあります。他市町と比較しても優位に立っていることから、誘致に関しましては、全力を挙げて取り組んでいただくことを申し述べさせていただきます。私の一般質問にかえさせていただきます。

ありがとうございます。

議長（中村芳隆君） 以上で、15番、齋藤寿一君の市政一般質問は終了いたしました。

松田寛人君

議長（中村芳隆君） 次に、10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 皆さん、改めましてこんにちは。議席番号10番、TEAM那須塩原、松田寛人でございます。

通告書に基づき、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

項目が一つしかありませんので、順次質問をさせていただきます。

那須塩原市のエネルギー対策について。

現在、さまざまな形で全国の自治体では省エネルギー対策や自然エネルギーの開発を含めた事業、補助等を行っているが、本市でも省水力発電、木質バイオマス、太陽光発電を展開をしている。平成26年度ではバイオディーゼル燃料の利用、蓄電池普及促進などが調査・研究されます。

そこで、これからの那須塩原のエネルギー対策事業の考え方を伺いたい。

過去に行った那須塩原市エネルギー対策事業の問題点を具体的に伺いたい。

今後、那須塩原市が目指すエネルギー対策事業はどのようなものか、具体的に伺いたい。

現在、ESCO事業を展開している事業はあるのか、具体的に伺いたい。

那須塩原市が今後描いているESCO事業の展開は、どのようなものなのか、具体的に伺いたい。

那須塩原市は定住促進に向けた事業を行っているが、エネルギー対策事業に絡めた事業はある

のか。また、そのようなことを考えているのか、具体的に伺いたい。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 松田議員の質問に順次、私のほうからお答えいたします。

那須塩原市のエネルギー対策のご質問ですが、これにつきましては、過去に行ったエネルギー対策事業の問題点でございますが、これまで実施してきた事業としては一般住宅向けの太陽光発電システム設置費補助や市有施設への太陽光発電の設置があります。これまでのところ、目立った問題点は起きておりません。

次に、今後、那須塩原市が目指すエネルギー対策事業についてですが、市の施設への蓄電池の設置や一般住宅向け蓄電池の普及促進を目的とした補助制度の検討を行います。また、バイオディーゼル燃料の利用としては、市の施設においてバイオディーゼル燃料を利用したディーゼル発電により、電力を自給する自立型独立電源の調査研究を進めてまいります。

次に、現在展開しているE S C O事業についてですが、平成25年度において、市内の既設防犯灯等をE S C O事業により一括してL E D化を図りましたが、平成26年度についての事業計画は今のところございません。

次に、那須塩原市が今後描いているE S C O事業の展開についてですが、公共施設等へのE S C Oの事業の導入可能性について検討をすることとしております。

また、市内事業者に対してもE S C O事業の周知を図り、取り組みを促進していきたいと考えています。

最後の質問項目で、那須塩原市は定住促進に向けた事業を行っているが、エネルギー対策事業に絡める事業はあるのか。また、そのようなことを考えているのかとのご質問ですが、定住促進計画では住宅への太陽光パネル設置費補助を行うとともに、住宅への蓄電池や燃料電池等の設置に対する補助制度の検討を行うこととしております。現在、本市では平成24年度から太陽光発電システム設置費補助を実施しており、既存の住宅のみならず新築の場合でも補助対象としております。

この事業は定住促進に向けた事業に位置づけられており、本市に居住することが明確であれば、市外在住者についても補助の対象として、取り扱いをしております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 再質問に入らせていただきたいと思います。

前回もこのエネルギー対策の関係について、お話をさせていただきました。新聞等々にも載っております那須塩原市ファンド型の太陽光パネル、ファンド型が一応那須塩原市では挫折、頓挫したという形を取られても仕方がないとは思いますが、1カ月ぐらい前にですね、やはり那須塩原市では、先行している飯田市に多分視察行っているかと思えます。1カ月前の読売新聞さんの報道では、不適切な資金管理ということで、金融庁関係に今、調べを受けている最中なのかと思えます。実際、この新聞を見たときに、那須塩原市はやめてよかったのかなと思っておりました。もっと早い判断ができればなと思っておりましたが、やはり那須塩原市でもできるという皆さん執行部の考えがあったので、やってきたのかなと思っております。

このファンドについては以上でございますが、

そのファンドに関してなんですが、エネルギー対策の中の一環ですから、その中で、そんなに調査費等々はお金がかかっていないものとは私思っておりますけれども、大体、調査費等々だと、どのくらいのお金のかかり具合があったのか、一言お願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） ただいまのご質問ですが、いわゆる市民ファンドを活用したですね、太陽光発電装置設置事業の事業化に向けて検討を進める中で、これらを委託事業として取り上げて、その中で総事業費といたしましては896万7,000円ということで決算を終わってございます。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） わかりました。

皆さん汗水垂らして、税金を払っているわけですから、余り効果がないところにお金を費やすということは、やはり私ども市民から負託を得ている議員としては説明責任がありますので、ぜひともそのようなことがないように今後しっかり取り組んでいただきたいと思います。

ESCO事業のほうに関連しておりますので、ESCO事業のほうについて再質問させていただきますが、市内の既設の防犯灯をESCO事業により一括してLED化を図るという答弁がありました。本来のESCO事業とはワンストップサービス、ですから、一つの事業をやったものについて全てにかかわってくるというのが本来のESCO事業だと私はそう教えていただきました。例えるならば、この庁舎の全てのエネルギーを削減、また同時にコストの削減をしていくというのが本来のESCO事業の取り組みの仕方だと私は思っております。

現在、栃木県内でも宇都宮市の市役所がESCO事業で現在成果を上げている最中なのかなと思っております。その辺についてですね、一括してLED化を図り、これ入札で事業者を選定して、それで来ていただいたというところなんだろうけれども、その選定したときの落札価格、あと業者名をちょっと教えていただきたいと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 実は先ほどのこのファンド事業八百何十万と言って、市民の税金たくさん使ってというご指摘をいただきましたので、この内容については国からの補助金、私、数字ちょっと今、持っていませんが、部長持っているはずなんで、それも実はあわせて答弁をさせていただきたいなと思っております。

議長（中村芳隆君） 生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 先ほど申し上げましたですね、決算この委託事業は896万7,000円と申し上げましたが、そのうちですね、これらの助成金等につきましては566万6,000円ほどの助成を受けております。それで、もう少し具体的な話を申し上げます。この設立準備にかかる事業費でございますが、これらにつきましては59万円ほどの費用を捻出しています。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 生活環境部長、答弁もれです。答弁をお願いします。

生活環境部長（山崎 稔君） 失礼しました。

ESCO事業のほうのご質問にお答えいたします。

契約の相手方がございましたが、こちらにつきましては3社との契約ということで、株式会社とちぎんリーシング、株式会社ゼニス、それと那須塩原電設協会と、このような3社との契約という

ことになってございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 契約金が多分1億3,860万円だったと思うんですけども、はい、わかりました。

そうしますと、従来このE S C O事業による削減効果、従来型と今回そのE S C O事業に関しての経費の効果ですよね、今までやってきたものと今度この事業に取り組んだことについてのどのくらいの経済効果、また削減効果があったのか、答弁よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） ただいまの削減効果について、お答えをいたします。

これまでの従前の防犯灯にかかる費用と、これらの事業の完了を見た後の比較削減効果についてですが、これはそもそもE S C O事業は省エネルギー改修にかかる費用をですね、光熱水費の削減分で賄っていこうという事業であります。したがって、LED化にしたことにより電気料が従前ですと、1灯当たり月265円程度かかっておりましたものが、LED化にすることによって10W程度の費用になりますが、月133円程度に、約半分にしてあります。それらのほかに一般的に維持補修関係、いわゆる維持管理費がおよそ1年で750万円程度を支出しておったわけですが、それらがこの大きなE S C O事業によって市の負担がなくなると、維持管理費用についてはE S C O事業者が負担をするという形からですね、それらも削減ということになりまして、先ほどの電気料の削減分と合わせまして、年額でおおよそ2,400万円程度の削減効果があったと。したがって、10年間の事業でございますので、2億4,000万円

強の削減効果があったというふうに推測をしておりますし、7,378灯からの防犯灯、これが一気にLED化になったということで、非常に加速的な事業として捉えることができる、そのような評価になっております。

以上でございます。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） 丁寧なご答弁ありがとうございます。

先ほど、部長の話でございますが、E S C O事業とは、ですね、エネルギー・サービス・カンパニー、顧客の光熱費等の経費削減等を行い、削減実績から対価を得るところがこのE S C O事業ということでございますが、もともとはアメリカが1990年代の後半、末でしょうかね、アメリカでE S C O事業が導入されたという、起業家たちが集まり、お金を融資をし合って、電力またはそういうものを使っていくという事業の一環ではございましたが、現在、日本でE S C O事業ということをやっている業者、当時、これ多分2006年ごろの当時なんですけれども、大体E S C O事業、業界団体としては140社ぐらいだったと思いますけれども、あって、今、2013年までにはそれが94社に減りまして、今現在そこから本当に受注をいただいて契約をしている業者に対してはだいたい50社程度、日本ではということでございます。なかなかE S C O事業、取り組んでいる業態でうまくいっている業態もあるかと思っておりますけれども、なかなかこの減り具合を見ると、いろいろ社会的な変動、また経済的な変動によりまして、なかなかうまくいかないということも、この統計を見るとそのようなところがあるのかなとは思っております。

ただ、那須塩原市はE S C O事業といいまして、LED化にするためのE S C O事業というこ

とであって、ただ単に形はE S C Oなんですけれども、補助金を出して、L E Dを設置しなさいという簡単な説明をすれば、そういう形なのかなと思っております。

これですね、日本ではE S C O推進協議会というのが、当時の多分、通商産業省だと思ったんですけども、財団法人のエネルギーセンターというところで、E S C O事業の研究をするというところで、多分1997年のころから調査が行われてきたと思うんですけども、現在2008年には、その同省が完全にE S C O事業から撤退をしております。国からの補助というものも完全に撤退をされております。E S C O事業、なかなか厳しいところだと思います。新しいE S C O事業ではなく、今、都道府県では青森県、東京都が行っていますインハウスエスコというまた新しいE S C O事業が今、東京都と青森県、あとどこかやっているのか、ちょっとまだよく調べていなかったの思い当たらないんですけども、要するに、E S C O事業は先ほどの業者3社と契約をして、その中で事業を行っていくということなんですけれども、インハウス、内々でやるということですよ。組織内部の技術職員により、だから役所でいえば、執行部の皆さんが誰か技術者がおったところで、その事業をやっていく。技術職員により、施設管理部、管理部署等に対して、省エネルギーに関する改善、提案及び工事の実施。効果の検証、保守管理の支援等の省エネ活動が伴う政策。E S C O事業者以外注することではなくて、安価に省エネルギーを達成することができるということなので、これ地方公共団体で、先ほど申しました青森県、東京都が行っているやり方ですけども、業者に委託してやっていただくという一つのやり方もありますけれども、この内々で外部に出さなくてもできるというところを証明している県もあります

が、那須塩原市において、今、E S C O事業10年という形でやっておりますが、それ以降に関してはどのようなお考えがあるのか、ご所見をお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） 今後のE S C O事業の展開についてのご質疑でございますが、大きなところでは那須塩原市の地球温暖化対策実行計画の中にですね、これらのE S C O事業の可能性の検討ということで、それらのロードマップ等について記載がございますが、今後それらを展開するに当たっても、このL E D化事業を検証しながら、私としては非常に大きな削減効果も、ある意味防犯灯のL E D化の改善にも大きく寄与したというふうに捉えておりますことから、それらも大きな検証材料として、今後に生かしていきたいとこのように考えております。

具体的にはどこの場所とかということは、ロードマップに従って、今後の検討ということにさせていただきますと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） いろんな削減方法があるという一つのカテゴリーの中の一つなんでしょうけれども、削減して悪いことはないと思いますので、ぜひともそのような削減、いいものがあつたらば、取り組んでいただきたいなと思っております。

6月11日ですか、先日の11日に家庭への、これは国会の話ですけども、家庭への電気の販売、2016年をめどに自由化をするというのが、改正電気事業法が参議院で可決成立されました。

電気の自由化が事実上始まるということでございます。エネルギーということですよ。那須塩

原市にして、この可決したこの法について、今後 E S C O 事業、電気のことでしょうから、それと絡めた何か具体的な今後取り組みがあるのか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

生活環境部長。

生活環境部長（山崎 稔君） ただいまお尋ねの件につきましては、いずれにしましても先ほど E S C O 事業の展開と同じように今後、環境に対するエネルギー対策も本当に日々変わってきているというところがありまして、例えば太陽光が随分パネルが設置された、加速されたということになると、その次はもう蓄電池への移行の話もにわかに出てきております。そういったことで、我々を取り巻く環境の変化といいましようかね、その変わり目なども見きわめながら、今後進めていくと、このようになろうかと思えます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 10番、松田寛人君。

10番（松田寛人君） わかりました。

まだ、法案のほう通ったばかりなので、これから具体的なものが出てくる、自由化ということなので、電気事業関係、さまざまな形で今後動いていくのかなと思っております。電気代が上がっておりますから、大変家庭では圧迫される部分もあるかと思いますが、いろいろ競争して、だんだん電気料金も安くなるのか、また、那須塩原市でつくった電気は那須塩原市だけで使うというんですか、それが余ったら売電をするという形が今後できていく可能性もあるのかなと思っております。

さまざまなエネルギー関係のお話をさせていただきました。今後ともこのエネルギーに関して、時代とともに変わっていく、さまざまに変わっていくと思っております。いろんな事業に取り組んでいくと思いますけれども、しっかりとした調査

をして、いろんなところに鉄砲を打って、それがたまたま当たるような事業ではなくて、そういうものを加味して、今後、事業を展開をしていっていただきたいなと思っております。

以上で、私の一般質問を終了させていただきます。ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、10番、松田寛人君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時会議を開催いたします。

休憩 午前11時54分

再開 午後 1時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

齊藤誠之君

議長（中村芳隆君） 次に、4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 皆さん、こんにちは。議席番号4番、TEAM那須塩原、齊藤誠之です。

通告書に従いまして、市政一般質問を行わせていただきます。

子ども子育て支援について。

平成26年4月1日現在、入園待ちの児童数が87人、待機児童数が22人となっておりますが、この現状を踏まえ、本市としても認定こども園整備事業に総事業費18億6,211万9,000円、市の補助額12億9,347万4,000円を平成26年度当初予算において、計上いたしました。その中でも今年度は黒磯地区において5園、西那須野地区においては1園、平成27年度は西那須野地区で3園と、私立幼稚園9

事業者中8事業者、うち1園はすでに認定こども園であるため、全ての幼稚園が認定こども園として平成28年度にスタートいたします。そこで、以下の点についてお伺いいたします。

本市の出生数の今後の推移についてお伺いいたします。

本市における認定こども園へ移行する私立幼稚園は地域の実情もありますが、幼稚園型、幼保連携型のどちらになるのかお伺いいたします。

幼保連携型の特例について、これまで幼稚園運営及び施設整備者の助成については原則、学校法人に、保育所の施設整備費の助成については原則、社会福祉法人に限られていましたが、幼保連携型の認定こども園については設置者が学校法人、社会福祉法人のいずれであっても運営及び施設整備費の助成が可能になります。そこで、子ども・子育て支援が施行される前に、認定こども園に着手された園について本市の対応をお伺いいたします。

本市の保護者向けの幼児教育、保育の相談窓口はあるのか、お伺いいたします。

今後、本市における子どもの人口推移も踏まえた市の政策並びに子育て支援についての計画をお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。  
議長（中村芳隆君） 齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 齊藤誠之議員には私のほうから第1回の答弁をさせていただきます。

子ども・子育て支援について、まず順次お答えいたします。

本市の出生数の今後の推移について、まず、お答えさせていただきますが、子ども・子育て支援事業計画策定に当たりまして、本市住民基本台帳

の平成19年度から平成23年度までの5年間の実績に基づき算出いたしましたところ、平成27年度から31年度までの5年間は出生数については平成27年度は965人、平成31年度は897人となり、7%の減少と推計しております。これ詳しいこと、今資料持っていないので。あと再質問があれば、部長のほうからお答えいたします。

の認定こども園へ移行する私立幼稚園がいずれの施設類型を選択するのかについてのお答えをいたします。

本市においては、既に認定こども園である西那須野幼稚園を除いた市内の私立幼稚園8事業者全てが認定こども園への移行の意思を示しております。平成26年度は8事業者中6事業者が認定こども園への移行に向けた準備を進めており、うち5事業者が幼保連携型、1事業者が幼稚園型へ移行することとなっております。

残る2事業者につきましても、平成27年度以降に認定こども園移行に向けた準備を進めておりますが、いずれの施設類型を選択するのかは、まだ未定でございます。

なお、この件については、前回の質問でお答えしておりますが、本市の全ての幼稚園、認定こども園化、これは県内では本当に初めてということで、私としても事業者の皆様にも感謝をしたいと思います。

次に、子ども・子育て支援が施行される前に認定こども園に着手した園への本市の対応について、お答えいたします。

現行の認定こども園制度につきましては、平成18年10月から開始されております。本市においては現時点で認定こども園が1園ありますが、幼稚園は学校法人、保育園は社会福祉法人が運営しております。

また、現行制度では幼稚園、保育園それぞれの

認可に加え、認定こども園としての認定が必要でありましたが、平成27年4月からの新制度では単一の施設である新幼保連携型認定こども園として、認可されることとなります。

新幼保連携型認定こども園は、設置・運営主体も単一の法人であることが必要となり、法人を統合するに当たっては本市としても必要な支援を行ってまいります。

次に、本市の保護者向けの幼児教育、保育の相談窓口について、お答えいたします。

本市では平成20年度から幼児教育、保育の相談窓口を保健福祉部子ども課に一本化し、保護者からの各種相談に応じております。

次に、市の施策並びに子育て支援計画につきましては、先ほどの齋藤寿一議員の市政一般質問にお答えしておりますが、本市にふさわしい子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育・保育の各種の事業について、計画的に整備をしていきたいと考えております。

第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 4番、齋藤誠之君。

4番（齋藤誠之君） 市長、ご答弁ありがとうございます。

それでは、全ての項目に関連がございますので、一括にて再質問のほうをさせていただきます。

まず、先ほどご答弁いただきました についてですね、ご答弁いただいたとおり、この地域の先駆けとして運営されている認定こども園でございます。必要な支援をということなので、ぜひご対応のほうをよろしくお願いいいたします。

続きまして、 、 、 、 全てにおいて関連性がございますので、質問をさせていただきます。こちら先ほどご答弁いただきましたとおり、今後の子どもの人口推移にあるように、この国全体を見ても人口減少は否めない状況です。その中で

も本市は安心して、子どもを生み、育てることができる社会を目指して、早急に対策を打ち出しています。

この待機児童問題の解消における対策に関しては、対象となるご家族にとっては大きな支援となるものと確信いたします。

本市において9園全部が認定こども園、先ほどお話ありました塩原地区も移りますと10園に移行意思を示している中で、多少の時間差がある中でも28年度には全ての園が出そろい、市全体が子ども・子育てに対する準備が整うことと思います。

既に移行している1園を除く残り5事業者並びに今議会で予算計上されております1園を含め計6園が各施設類型に移行して、先行してスタートをするのに当たり準備を進めております。

各園においては、保育の量や質の拡充において、もっとも重要なポイントである公定価格が気になるところで、この価格が決まることで、利用者負担、行政の施設型の給付額全てが決まってまいります。

子ども・子育て新制度における公定価格は1号、2号、3号の認定区分、保育室容量、施設の所在地等を踏まえ、施設運営に必要な費用を勘案した上で、国が定める基準によって、最終的に算定されることとなっており、先月末には具体的な内容について、国は新制度を円滑に実施するために12月の予算編成を待たずにできる限り早期に事業者に対し、新制度への参入、事業展開に当たっての判断材料となる情報を提供することが必要であることから、公定価格の仮単価を提示いたしました。仮単価ということもあり、具体的な単価の数字については、まだこれからになりますので、現段階にて懸念される内容について、お聞かせください。

まず、認定こども園を利用する利用者側の目線

でお聞きいたします。

午前中の質問で出ましたとおり、認定こども園になることにより、今までの保育園並びに幼稚園の利用料金については差が生じないとのことをお聞きいたしました。

それでは、利用される保護者の方について、保育にかける児童がいらして、保育園を利用していた場合、保護者が第2子、第3子、妊娠や病気、また企業の理由により退社せざるを得なくなった場合により、働く場所がなくなってしまった場合はどうなるのか、お聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 新制度の導入案に当たりまして、国からですね、この子ども・子育て支援新制度の案内としまして、この「すくすくジャパン！なるほどBOOK」というものが配布をされております。その中にですね、保育を必要とする理由の新制度における考え方等がございます。議員が先ほどおっしゃいました妊娠、出産というような場合にはその保育を必要とするというふうな判断基準の一つとなっておりますし、例えば妊娠、出産の時期を経て、仕事がないというふうな状況になっても、求職活動というふうな部分についても、この認定基準の一つとして取り上げられているということで、お子さんを生み育てるお母さん、お父さんにとっては、より安心していただける制度なのではないかと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご紹介いただきました「なるほどBOOK」のほうに記載されているということで、本来であれば、ここが今までの保育所と違って、今後、認定こども園になった場

合の保育所の対応として、保護者の方がそういった悩みに対しても今後は安心してできるんだよというところをお聞きいたしました。たくさんの情報がありながらでの対策ということで、そういったことも網羅されており、それにその内容に関して、各幼稚園が対応してくれていることはとてもありがたいことだと思います。

それでは、今までどおりの幼稚園に通わせています保護者についても、この認定こども園に移行した場合は認定を受ける必要があるのかをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 午前中の齋藤寿一議員のご質問にもお答えをさせていただきましたが、今回、新制度においてはお子さんが3歳以上で教育を希望される場合の1号認定と、それから保育を必要とする場合の3歳以上の方の2号認定、それから3歳未満で保育が必要とされる方の3号認定というような認定の中で、幼稚園に通われているお子さんにつきましては、まずは幼稚園の利用というふうな形、運営の中で1号認定というものを取っていただく必要がございます。ただ、それについては、今、通っていらっしゃる幼稚園を通じて、市町村のほうに提出いただくということで、その手続が取れるというふうに対応したいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございました。

ふだんどおり幼稚園に預けているお母様方がまた第2子、第3子を預けるときに、この制度が起きた場合にそういった手続が必要なのかとそういった意味もございまして、0・1・2歳の3号認

定のお子様の保育にかかわる部分に関しましてはわかって、理解をしていたのですが、ちょっと幼稚園のほうに関しては不安でございましたので、ご質問させていただきました。

それでは、続きまして、各事業者向けにおいての質問をさせていただきます。

各事業者向けで各認定こども園や小規模保育園の公定価格にはそれぞれの状況に合った加算方式がとられると思います。そのことにより、各園においての公定価格算定に差が生じると考えますが、市の考えをお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 公定価格の本当に素案と申しますか、その協議に当たっての資料というような形、検討資料ですね、そういったものの形で、金額がやっと先月末に国から示された段階でございます。私のほうの手元にその資料があるんですが、実際に齊藤議員がおっしゃるようになりますね、同じ1号認定の方であっても幼稚園に通うお子さんと、それから認定こども園に通うお子さんとで単価に違いがぱっと見、あるという状況はこの資料を見ても判断できるんですが、実際には加算方式というふうなものがございまして、最終的には同様の額で公定価格というか、園に行く1人当たりのお子さんの額については変わらないというふうな国のほうの説明がございまして。この部分については、これから調整がされていくものというふうな受けとめておりますが、万が一そのような差が幼稚園、それから認定こども園で同じように1号認定であれば1号認定で差が生じるといようなことがあれば市としてもその部分についてはしっかりと支援をしていきたいというふうな考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご答弁をいただきました。ありがとうございました。

事業者の方もこの制度に合わせて、対応をとられていまして、大変な状況を迎えると思います。市側としての的確なアドバイスを講じていただきまして、新制度が円滑にスタートできますようお願い申し上げます。

先ほど、ご答弁いただきましたとおり、各施設類型に分かれると思いますが、平成28年を目指す残り2園においても、こういった情報が必要であると思いますので、まだ、価格は決まっていますが、決まり次第ということなので、ぜひご対応のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、行政側のほうなんですが、施設型給付及び地域型保育給付についてですが、公定価格から市が定める利用者負担を引いた残りの額を各事業者に施設型給付、先ほど申したとおり、施設型給付、地域型給付として給付することになりますが、通われるほうの認定における家族の状況により支出等が変わり、それぞれの事業者に対して、給付額の支出がふえることとなりますが、行政側としての考えをお聞かせ願えればと思います。よろしくお願いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） これまでも保育園の保育料などについては、その世帯の所得に応じてその保育料の額が変わるといような制度で保育料をいただいていたまいりましたが、新制度においても同様の考えでございますので、齊藤議員がおっしゃるとおりですね、その世帯の所得の状況によって額は異なっておりますが、実際に各施設に市からお支払いをする場合にはその公定価格から利用者負担の額を差し引いた額を給付費として

支給することになりますので、世帯の所得に応じ、保育料が異なっても、施設が受ける給付額には差はできないものと認識しております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

行政側の支出について、支払われる負担額が一緒としても、市が決めたものに対する支出額がふえることについての意見ということで、すみませんでした、質問の仕方がちょっと難しかったです。行政としてのその対応をもう一度お聞かせいただければと思います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 先ほどの例えば、1号認定のお子さんで、幼稚園とそれから保育園とで現在示されている単価が異なるということで大変法人さんの側で誤判になっているところあるかと思うんですけども、こういったところについては当然よりよい安定した保育環境を整えるための認定こども園の整備でございますので、差が生じることのないように市として負担についてはしっかりと対応していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ありがとうございます。

市の対応としての意見を伺わせていただきました。今回、保護者、事業者、行政の観点から伺わせていただきました。子どもを育てる親にとっては子どもの将来、行政にとっては暮らす市民のため、事業者にとっては、その両方に応えなければいけないこのシステムに対して、行政側が主導をとるところは大変かもしれません、事業者、保護者に負担がかからないように円滑に進めていただければと思います。

それでは、他の地域より先駆けて子育て新制度をスタートする本市ですが、保育料の料金等が公表されますと、後に追従する他市の保育料が安く設定されてしまう可能性が懸念されますが、市の考えをお聞かせください。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

保健福祉部長。

保健福祉部長（人見寛敏君） 新制度につきましては、全国の市町村が平成27年4月から一斉にスタートするというふうなことになってございます。それに伴いまして、保育料もその事前にしっかりと決めていくというふうな形がございまして、実施主体である市町村がそれを定めるということになりますので、当然市町村においてですね、異なる場合は想定されるかと思えます。本市におきましても、新制度に移行することで、現在の保育園及び幼稚園の利用者に対して大きな影響を与えることのないよう現行の保育料を基準として、検討していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ぜひ、安くという言い方は変になってしまうんですが、しっかりと市のほうで決めていただいた単価にて公表していただき、そして全幼稚園の事業者に協力をいただいての認定こども園のスタートは先ほど市長の答弁がありましたとおり、他の自治体には類を見ない状態となっております。子育ての支援の受け入れは完璧だよという形で、進めていただければと思います。

そして、子育ての環境の整備では常に上位にトップでいられるよう各種情報のアンテナをより高くして、より地域のニーズにマッチした施策を打ち出して続けていただきたいと思います。

それでは、先ほど午前中の質問にもありました

とおり、9月には各保護者の方に告知ないし周知に伺うということをお聞きしましたが、今、現段階ではまだ情報が交錯している最中であると思います。ぜひ、この中の準備に関してもですね、全てが整ってから、あせることなく来年度のスタートを迎えていただければと思います。各種窓口相談を設けての対応を図る中でも、この制度の始まる時期には多くの保護者が相談に殺到するのではないかと考えられますので、事前の告知からしっかりと対応をしていただきますよう、重ね重ねよろしくお伺いいたします。

今を生きる子どもたちのために、家庭のために、あるいはこれから生まれてくる子どもたちのために働きながら子育てができる親の環境を整えるこの子育て支援はこれからの世代、結婚、出産につながる大きな施策であると考えます。国の方針とはいえ、いち早く情報を取り込み、対応されている市の姿勢に感謝をいたしますが、この先、このまちに人が住み、子どもたちが大きく羽ばたいたとしても、また将来、この地域が好きで戻って暮らそうとする、このまちなら子どもを生み育てることができるまちなんだと意識づけられる好循環、プラスの連鎖が起きるようにさらなる市の取り組みに期待いたしまして、この項の質問を閉じさせていただきます。

続きまして、2、放課後児童クラブについて。

子ども・子育て新制度で行政が保護者等に提供するサービスは、「子どものための教育・保育給付」と「地域子ども・子育て支援事業」の大きく2つに分かれます。後者の地域子ども・子育て支援事業は市町村が独自に実施する各種事業が対象となっており、本市においても実情に応じたさまざまなサービスが展開されております。

政府が待機児童対策の一環として進めている放課後児童クラブは平成27年度に施行される新制度

において、量の拡充並びに質を確保し、学童保育の充実を図るとともに女性の就労増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として重要な役割を担ってきます。本市においても国が定める基準を踏まえて、市が条例で基準を定める等、学童保育の充実が重要なことから、以下の点についてお伺いいたします。

旧市町エリアごとの児童クラブ設置数並びに総定員数についてお伺いいたします。

定員を超えている児童クラブ数並びにそれぞれ何%超えているのかをお伺いいたします。

公設民営、民設民営の施設で今後6年生までの児童クラブ利用者がふえると予測できますが、現状での対応をお伺いいたします。

施設に入ることができない児童への対策はどのように考えているのかお伺いいたします。

今後、学童保育に対する質の確保並びに施設の支援についてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） それでは、2の放課後児童クラブについて、お答えをいたします。

まず、旧市町エリアごとの児童クラブ設置数ですが、平成26年の4月1日現在、黒磯地区に16施設、西那須野地区に15施設、塩原地区4施設の合計35施設でございます。

総定員数ですが、黒磯地区が676人、西那須野地区が747人、塩原地区が100人となっております。

次に、定員を超えて受け入れを行っている児童クラブ数でございますが、11クラブとなっております。定員の超過割合につきましては、20%以下の施設が7カ所、20%を超えて40%以下の施

設が2カ所、40%を超える施設が2カ所でございます。超過率の最大のは黒磯地区の民設民営の施設ですが45%超過しているという状況です。

続きまして、の児童クラブ利用者の増加予測に対する現状での対応についてですが、児童福祉法の改正によりまして、これまで小学校3年生までが受け入れの対象となっておりますが、4年生以上の全学年までが対象ということに法律上明確に規定されております。これまでも受け入れに余裕のあるクラブは6年生までの受け入れを行ってございました。昨年度のニーズ調査の結果から4年生以上の利用者も相当数見込まれております。今後さらに必要量を的確に把握し、不足する施設の整備等を効率的、計画的に進め、できるだけ速やかに対応してまいりたいというふうに考えております。

次に、の施設に入ることのできない児童への対策についてでございますが、放課後児童クラブでは保育園のように待機児童をカウントする仕組みが現時点ではございませんので、正確な数値については把握しておりません。ですが、来年度以降ですね、待機児童が多く発生するということは明らかでありますので、公設の児童クラブの整備や民設の児童クラブの受け入れ拡大など協力依頼を行いまして、また、あるいは児童クラブ以外での受け入れを行っている他の市町村の事例なども参考に、できるだけ速やかな受け入れ体制づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

最後になりますが、の今後の学童保育への支援等についてでございますが、まず学童保育に対する質の確保について、お答えをいたします。

子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る、また働く親を支援することが児童クラブの目的であります。日々、児童と触れ合う指導員はさまざまな児童に向き合うばかりでな

く、時には児童の親にも寄り添うことが求められております。

指導員の質の確保、向上のため研修には特に力を入れて取り組んでおります。市主催で年に三、四回程度の研修、また市の児童クラブ連絡協議会でも年に数回実施をしておりまして、支援が必要な児童への対応や子どものよりよい保育方法などさまざまな課題について学んでおり、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、施設の支援についてでございますが、公設民営の児童クラブについては市有財産となっている専用施設、学校の空き教室などを提供しており、軽微な修繕に対応するための修繕料も委託料に計上して対応しているところでございます。

また、大規模な修繕等については市が直接対応しておりまして、新たな施設の整備についても国、県の補助金を活用して、市が実施しております。

民設民営の児童クラブについてですが、事業者みずからが施設を整備、維持しておりまして、市としては施設の支援については行っておりませんが、一般財団法人こども未来財団というところがございます。そちらで新たにクラブをつくる、また改築、拡張、大規模な修繕等の助成を行っておりまして、市といたしましては、その助成制度の利用について勤めているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご答弁をいただきました。ありがとうございました。

懸念される材料や対応しているもの、これからの課題についてのご答弁をいただいたんですが、本市が平成22年度に提示した次世代育成支援対策行動計画には学校の耐震化や大規模クラブの解消に伴う施設整備を進めるとともに耐震化や学区再編の状況を見きわめながら、児童クラブの整備を

図ります。また、民設クラブの整備を促進するための方策についても検討を進めますとうたっておりまして、この当時の本年度目標が26年であり、実施箇所数31カ所、利用者数1,200人とうたっております。先ほど、ご答弁でいただいたとおり、箇所数、利用者数とも増加傾向ということで、最終年度の本年度と比べてみますと、現在のその数は予想を上回る箇所、利用者となっております、今後の児童数の減少も緩やかなことからこの児童クラブ対策は喫緊の課題であると思います。

放課後児童クラブは先ほど言われましたとおり、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業であり、女性の就労の増加や少子化が進行する中、仕事と子育ての両立支援、児童の健全育成対策として、重要な役割を担っているところであります。

そこで、新制度の施行に先立ち、今後の放課後児童クラブに保護者の利用意向を反映して、開所時間の延長や質の向上、定員数に対しての新設、増設、改築等、施設の充実など各関係者とともによりしっかりと話し合い、的確な財政支援を行っていただける保護者の不安を一つでも多く払拭し、安心して利用できるような条例の制定を望みたいと思っておりますが、一つだけ伺いさせてください。

来年の4月スタートするために、条例の制定を目指すわけですが、その具体的な計画がわかればお聞かせ願います。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

教育部長。

教育部長（伴内照和君） お答えいたします。

ただいま議員からお話ありましたように来年の4月から新たな条例をもとに施行し、運営、支援等に当たることとなりますが、昨年8月に児童福祉法改正に伴いまして、条例の制定というのが市

町村に義務づけられているということになっております。

4月30日に改めて国のほうから、その条例制定にかかりまして、国が定める基準というものが示されました。まだ、間もないわけではございますが、来年4月からのスタートということを考えてまして、市といたしましては関係する児童クラブの役員さんも含めてですね、指導員の方、また保護者の方、それぞれ委員となっていただきまして、現在その条例の内容について、検討をスタートしたところでございます。

今回の国の定める基準につきましては、もう既に従うべき基準ということで、国から示されているものがございまして、一つには従事するもの、また職員数とか完全にこういう基準に従って、条例の中で定めてくださいというものが一つございます。また、国の基準では参酌すべき基準という表現の中で児童の集団の規模、いわゆる定員とかですね、施設とか設備、そういったものについても条例の中で市町村がその地域の状況に応じて定めてくださいというような基準が示されております。そういったものも踏まえまして、現在、関係機関と内容の調整を進めておりまして、5月に第1回目の検討会を行いまして、今後、来年の4月を目途にできるだけ早い時期に条例の原案を検討し、内容を整理をして、可能であれば、9月議会の中で原案等が示されればというふうには思っておりますが、今後の調整の結果によりますけれども、その辺を一つの目途に今後進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ご答弁ありがとうございました。9月を目途にということなので、ぜひ関係者機関とお話しいただきながら、進めていただき

たいと思います。

子どもを学童に預けられることにより、安心して仕事ができる、女性の活躍で経済の活性化も騒がれる時代となった今、子育ての支援の充実がやがてこの地域に還元されるときが来ると信じております。

この放課後児童クラブ対策の充実で本市が定住を促進していく今、本市のあらゆる対応こそが必要であると考えております。

保育所で手厚く子どもを預かってもらえても、小学生になるタイミングで地域にある学童への入所に規制があって、クラブに入れなかったり、劣悪な施設での大規模な学童保育などがあるとすれば、働く親は預けても不安が多くなります。今施策においても国の新しい子育て支援策が出てきているわけですから、補助金を増額するなどして、放課後の居場所の充実をお願いいたします。

最後に、平成22年度の政府調査では働きたいと思っている就職希望の女性は全国に342万人もいます。仮に希望どおり働けたとすると、GDP比で1.5%、単純に試算すると7兆円の付加価値が生まれることになる。また、現在60%の女性の就業率が男性並みの80%になると労働人口は約820万人増加し、国内総生産は14%程度底上げされるとの試算もあります。

これからの女性の活躍は今後の日本経済にも欠かせないと思います。女性の活躍は少子高齢化が急速に進む国にとっては不可欠であり、成長戦略の中核にも位置づけられております。また、育児や家事、再就職から起業まで、生活が変化する人生の各段階における支援策の強化も盛り込み、女性がみずからのライフスタイルに応じて活動を選択し、活躍できるよう子育てをしながら働きたい女性に特化すれば、本市としても生まれたときか

ら小学校までの一貫した子ども・子育て支援をお願い申し上げまして、この項の質問を終了いたします。

続きまして、3、近代化遺産の有効活用について。

近代化遺産とはおおむね幕末から第2次世界大戦終了時までの間に建設され、国の近代化に貢献した産業、交通、土木にかかわる建造物であり、1990年以降文化庁の支援により、各都道府県教育委員会が全国の近代化遺産の状況について調査し、特にすぐれた近代化遺産については重要文化財に指定し、保護することを目的に進められております。

1996年には文化財保護法改正において、登録文化財制度が導入され、保護が本格化しております。

本市においても旧青木家那須別邸が平成11年12月21日に、那須疏水旧取水施設である西岩崎取入口は平成18年7月5日に近代化遺産の重要文化財として建造物で指定されました。指定された施設には第3次取入口の東水門、第2次取入口の西水門と旧水路、附指定の疏水橋があります。

過日、報道にありました世界遺産としての登録を受けるまでに至った富岡製糸場のように、地域観光産業の新たな拠点として、この近代化遺産を単に保存するだけでなく、広く一般の方にご理解いただき、観光の振興、地域活性化につながるような利活用について、本市の積極的な取り組みを期待することから以下の点についてお伺いいたします。

近代化遺産の観光資源としての現状をお伺いいたします。

日本3大と名づけられる史跡を持つ本市の那須疏水、その那須疏水旧取水施設を利活用した観光産業について、本市の今後の取り組みについてお伺いいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。  
議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、3、近代化遺産の有効活用について、お答えいたします。

初めに、近代化遺産の観光資源としての現状についてですが、旧青木家那須別邸と那須疏水旧取水施設はいずれも本市の貴重な地域資源であると考えており、旧青木家那須別邸につきましては、道の駅「明治の森・黒磯」と一体的な観光スポットといたしまして、市や観光協会のホームページ等において紹介しております。

また、那須疏水旧取水施設につきましては、那須野が原博物館などが史跡めぐりのコースとして位置づけております。

次に、日本3大と名づけられる史跡である本市の那須疏水、その那須疏水旧取水施設を利活用した観光産業の今後の取り組みについて、お答えいたします。

那須疏水旧取水施設の観光的な利活用につきましては付近に明治時代に那須野が原を開拓した元勲の別邸等、歴史的遺産が数多く残されていることから、近代化遺産の保護、保全にも配慮しつつ、観光モデルコースの設定等を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご答弁をいただきました。

それでは、とも関連性がございますので、一括にて再質問させていただきます。

本市には先ほども答弁にありましたが、那須疏水旧取水施設を初めとして、そこにまつわる数多くの元勲の史跡があり、その史跡を利活用されて

いることは理解できました。那須疏水旧取水施設は那珂川上流の西岩崎にあり、そこから取水した水は疏水として、千本松までを結び、そこから第1から第4の分水を斜面に沿って、流れておりません。幹線の長さ16km、分水まで含めると総延長は46kmになります。印南丈作、矢板武、それぞれによる私費による開削に始まり、後に国費を投じて工事が進み、完成したものであり、この不毛の大地に水と緑をもたらす発展してまいりました。この那須野が原の開拓にはなくてはならないものだと思っております。

直接的な近代化遺産の利用となると、即座には難しいかもしれませんが、そこに流れる疏水からの間接的な利活用はあると思えますし、これを観光に結びつけることはよいことだと思っております。

観光資源で見ますと、塩原地区では塩原温泉、黒磯地区では板室温泉と集客をするためのすばらしい環境のもとで観光ができるのとは違い、西那須野地区は大きくPRできるものはそうはありません。が、しかし、現在の史跡めぐりコース等で取り上げていただいているコースのほかにもこのコンセプトを利用することも一つであり、例えば那須野が原西部地区には農村地域全体を伝統的な農業施設や美しい自然、農村景観にあふれた屋根のない博物館として捉えた地域づくりの活動があります。

そこで、この事業で行われておりますサテライトを来訪される観光客に対してのメニューとして、メニューに利用することについての市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

田園空間博物館のサテライトというものをですね、観光素材として活用できないかというお尋ねだと思います。まずですね、田園空間博物館というものはどういうことかということなんですが、議員のご説明がありましたが、若干重複しますが、私のほうもちょっと説明させていただきたいと思います。

まず、田園空間博物館は西那須野地区と塩原地区の一部の地区になりますが、それらの地域の中で、明治期の開拓の歴史や自然文化などの地域資源、例えば乃木清水であったりだとか、墓沼であったりだとか、那須疏水の水車、そういうものが地域資源ということなんだと思いますが、これをサテライトと呼んでおります。そういうものを保全したり、あるいは修繕したりしてですね、それらを散策路で有機的に結んだもの、そして結んでエリア全体を先ほど議員ご説明ありましたが、屋根のない博物館としたということが、田園空間博物館ということでございます。この博物館についてはですね、現在も地域住民で組織しました那須野が原西部地区の田園空間博物館運営協議会が草を刈っていただいたりだとか、訪れる方の案内をしてくれたりだとかということで、運営全般に携わってくれているということでございます。この運営協議会の中で、那須疏水探索ルート等のモデルコースを現実に10コースほど用意して、多くの来訪者を招いているというような実態がございます。

今後についてということでございますが、本市といたしましてもこういう観光素材を有効に活用していきたいというふうに思っていることから、関係各位の皆さんとご相談しながら、観光サイトとしてもこのような情報を積極的に発信して、誘客に努めてまいればというふうに思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） ただいまご答弁いただきました。ありがとうございました。

ぜひ、ご検討くださいます。歴史文化の発信も含めて、それぞれ関係する団体との協議を通じて、観光としても取り入れていただきたいと思っております。

先ほど申したとおり、西那須野地区の観光資源は確かに少ないと思われがちではありますが、見る視点を変えれば立派な観光資源がたくさんあると思っております。

そこで、最後に今後の西那須野地区の観光についての市の考えをお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 今後の西那須野地区の観光ということでございますが、先ほどの答弁と一部重複するところもございますが、西那須野地区は那須野ヶ原を開拓した明治期の元勲の別邸等、他に誇れる歴史的遺産というもの数を数多く有しているかなと思っております。これらの魅力ある資源を今後も有効に活用しながら、ホームページあるいはフェイスブック、最近開設いたしました「ココシル那須塩原」等によって、積極的に情報を発信して、西那須野地区の特色ある観光地づくり、観光コースづくり、そういうものを検討していければ、今後の誘客につながっていくのではないかとこのように思っているところでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 4番、齊藤誠之君。

4番（齊藤誠之君） 近代化遺産というところから那須疏水につながりまして、西那須野観光ということで、多少主題からはずれているかもしれま

せんが、関連として質問させていただきました。

近代化遺産の旧取水施設から始まる那須疏水、この疏水は言うまでもなく安積疏水（福島県）琵琶湖疏水（滋賀県、京都府にまたがるもの）と並び日本三大疏水の一つとなっております。日本には日本三景、三大稲荷、三大名城、三大名園、三大美人と「三大」の名が付く観光名所はたくさんあり、各地での誘客戦略には必ず利活用されていると思います。本市にも「日本三大」と名がつくこの那須疏水のおかげで数々の元勲がこの地を訪れ、本州一の数を誇る華族農場にまで発展させ、その名を残しました。

また、この那須野が原の大地は複合扇状地としては国内最大であるという事実もあります。

歴史として捉えれば、例えば転入されてきたご家族でも、子どもたちは学校に行けば歴史を学ぶことができますが、保護者の方にはその歴史を学ぶ機会が少なく余り知られておりません。先人たちの苦勞した歴史があり、今の那須野が原がある。歴史があれば、現代ではそれだけで、その文化、歴史を利活用して、観光にもなるということをもっと市民の方にも意識を持っていただけるようにしていただきたいと思います。

観光戦略としての第一歩としては、地域のことは地域の人たちが理解すること。もちろんこの地域にも観光に利活用するとは思わないかもしれませんが、那須塩原市各地域に観光資源があり、那須塩原市全体が観光の窓口と位置づけ、市民全体がその一部一部を発信していくことが何よりの宣伝効果であり、町全体が観光地であると認識を持てば、来る人々にその姿勢が伝わると思います。点と点から面をつくり、この町全体が観光のポテンシャルを生かして、他の地域の人々を誘客するという概念を該当する人だけが持つのではなく、地域全体で把握することも必要だと思えます。市

全体で観光を考えられる強みを生かして本市の観光行政に取り組んでいただきたいと思います。疏水を生かした観光に対して、市内外を問わず、那須塩原市全ての地域が観光に対しても意識づけができるように情報の提供をしていってもらいたいと思います。

先ほども申しましたが、旧取水施設の近代化遺産によって那須疏水があり、疏水によって開拓され、今の那須野が原がある。今後はぜひこの観光資源にさらなる付加価値をつけ、近代化遺産を観光として利活用していただき、那須塩原市全体での観光が確立できることをお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、4番、齊藤誠之君の市政一般質問は終了いたしました。

ここで、10分間休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

議長（中村芳隆君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

鈴木伸彦君

議長（中村芳隆君） 次に、6番、鈴木伸彦君。6番（鈴木伸彦君） 皆さん、こんにちは。長丁場、もう少しで終わります。では、議席番号6番、志絆の会、鈴木伸彦でございます。

通告書に基づき、質問させていただきます。

1、新庁舎建設について。

市は2018年度の新庁舎建設に向け、市民検討懇

談会の委員を募集し、準備を進めているところですが、合併からは時間が経過し、社会情勢が変わり、新庁舎建設に対する市民の意識も変わってきているものと思われます。

しかしながら、新庁舎建設は合併時の約束であり、実行する上で合併特例債は庁舎建設に当たり、国からの有利な財政的支援を受ける最後のチャンスになるかもしれません。

そういった中で、この懇談会を通じて、庁舎建設に関する市民の意見を把握するとともに、意識の醸成を図っていくことが重要であると思われる。そこで伺いたいします。

公募者数は何名でしたか。また、応募された市民には、どのような方が多かったのでしょうか。

庁舎は市民のためのものであります。市民から喜ばれる庁舎を期待しております。建物のイメージはありますか。

庁舎建設を進めるには、市民の理解が重要であります。意識の醸成をどのように図っていくのか、伺いたいします。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 1、新庁舎建設について、順次お答えをいたします。

まず、公募者数及び応募された市民がどのような方であったかについてですが、公募の委員につきましては4月25日から5月9日までの間に募集しましたところ、年齢層としては30代から70代までの方で、職業については会社員、パート、無職の方など合計9名の方からご応募がございました。いずれの方も応募の動機は新庁舎建設に期待するものでございます。

次に、建設のイメージについてですが、現段階で明確なイメージはお示しできませんが、これか

らの庁舎は市民が主体となる庁舎が必要であると考えておきまして、イメージのキーワードとして、利便性、防災、市民協働などが挙げられると思っております。

いずれにいたしましても、市民検討懇談会等からのご意見をいただきながら、シンボル性と存在感を備え、何よりも市民の皆様が親しまれ、愛される庁舎のあり方につきまして検討してまいります。

最後に、市民の意識の醸成を今後どのように図っていくのかについて、お答えをいたします。

先月5月28日に開催しました第1回市民検討懇談会において、市民意識の醸成の必要性に対する意見がありました。具体的な方法として、広報への新庁舎建設特集のご提案がございました。この提案につきましては、早速実施をしてみたいと考えてございます。

また、懇談会等でのご意見、ご提案を反映させた庁舎建設に係る基本計画を今後、策定してまいります。パブリックコメントを実施し、市民の皆様のご意見を伺いながら進めてまいります。

なお、懇談会の会議経過等につきましては、ホームページで公表していきますので、随時、市民の皆様からご意見をいただけるものと思っております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 答弁ありがとうございます。

公募者数については、会社員、パート、無職の方等で9名であったということですが、年齢が多かった層、それから地域性、この2点はどのような感じでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 地域別ということで申

し上げれば、西那須野地区の方が5名、黒磯地区の方が3名、塩原地区の方が1名でございました。

年齢層につきましては、30代の方が1名、あと50代の方が3名ですね、60代の方が4名、70代の方が1名でございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

最初の取りかかりとしては応募者数がもう少しあれば、市民の興味があるのかなというところだと思いましたが9名。それで、地域性でいうと人口のバランスからいっても5名という西那須野地域というのは興味があるのではないかなというふうにこの公募の中では感じとれると思います。

次、2番についてですが、今、回答いただきました中では、特に今のところイメージはないというふうに答えておられましたけれども、そうしましたら、合併以前に協議会があって、そのときに庁舎をどうするかと検討された中で、那須塩原駅周辺というふうに出ていたと思いますが、そのほかにもその当時を振り返って、そのときはどのようなイメージがあったかというのは原点に戻るという意味で、あればお答えいただきたいと思うんですが。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 私が承知している中では那須塩原駅周辺ということで、具体的にどのようなイメージの庁舎というものは、なかったというふうに記憶しております。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

その当時のことは私自身は知る由がないんですが、ただ当時の流れとしては総合支所方式というものと本庁舎方式というようなその細かい意味合いは私、実はよくわからないんですが、そのよう

な話があったと思いますね。そういった点は今は継続的に考えておられるのか、それも全く支所で考えておられるのかについては、どうでしょうか。議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 合併時に総合支所方式をとるということで決めて、当初、総合支所方式を採用して運営をしてきましたけれども、やはり行政の事務の流れ等が非常に複雑で、行ったり来たりというコストもかかるということもございましたので、本庁方式にして政策的なものを一元して行っていくということにしたわけでございます。新庁舎の建設につきましても、やはり本庁方式という形はとっていくべきだろうというふうには考えております。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 恐らく決定ではないんでしょうが、本庁方式のほうが合理的だというような答弁だったと理解します。わかりました。

それからですね、イメージということですが、この懇談会の中で協議をする、決めていくという内容について、ご説明いただけますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 庁舎建設の市民検討懇談会の事務の所掌というのがございまして、具体的なものとしては4つほど。1番として、新庁舎に求めるサービス内容に関すること。2番として、新庁舎を拠点としたまちづくりに関すること。一つとして、新庁舎の整備位置に関すること。一つとして、新庁舎の整備時期に関すること。それにつけ加えまして、その他新庁舎建設に関することということで、4つの具体的なものとその他ということで、合計5つということになります。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。4つ、新庁舎に求めるサービス内容、それから新庁舎を拠点としたまちづくり、それから庁舎の整備位置、整備時期、新庁舎建設に関する事を協議していくということなんですが、完成を2018年ということを目指すという中では、その土地の選定などは決まって、それから設計の前にするということもあると思うんですが、その土地の取得に対してはこれが来年の3月ごろ発表できるのかなという段取りだと思うんですけども、そういったこともその後、動くということで考えてよろしいですか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民検討懇談会の中で庁舎の整備位置に関する事を検討の中に入っているわけでございますけれども、これから具体的な検討を行っていくわけですけれども、庁舎の位置等については、できるだけ早い時期にお示しをできるような形で進めていければというふうには考えてございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） わかりました。

この検討委員会、以前に全協でいただいた資料ですと、来年の3月ぐらいまでの予定が入っておりまして、今はっきり聞けなかったんですが、来年の3月にある程度の回答が得られるのかなと思っております。

あと、このイメージがないということなんですが、昨年12月議会でもお尋ねはしたんですが、県の出先機関を持ってくることについては、こういった中では検討されるんでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 県の施設を持ってくるということでございますけれども、一般的にファシリティマネジメントということが言われておまして、そういった視点からですね、さまざまな機能を持たせた複合的な庁舎ということは検討課題というふうには考えておりますけれども、具体的に県の施設を持ってくるということは現在のところ想定はしてございません。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 県のほうについては今、具体的にはないということですが、わかりました。

この市民から喜ばれる庁舎というのはどういうものかというふうにかねて考えたんですが、そこが一番大事じゃないかなと思っております。

県の出先機関がこの合同庁舎にするか、合同庁舎になればそれでそういうのがいいんじゃないかという市民の声を私は聞いているものですから、諦めずに県のほうにも問いかけをするというようなことをしていただきたいなというふうに、これはお願いしたいと思います。

では、3のほうの関連に移らせていただきます。

庁舎建設を進めるに当たり、この市民の理解を得ていく上で市民との接触というか、声を吸い上げるのは、先ほどの高久議員のときにアンケートはとらないということでしたけれども、そのほかにワークショップ的な形で、市民と接触するとかそういった形で市民の意見を吸い上げる方法はその他ないのか、ここの中で協議しながら1年ほどかけて設計に上げる条件をつくり上げていくのかはどのようにお考えでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

企画部長。

企画部長（片桐計幸君） 市民の意見集約ということでございますけれども、まずもって情報の提供が必要だというふうには思っておりまして、先ほ

ど答弁させていただきましたように、広報への新庁舎建設特集等を実施をしていきたいというふうには考えてございます。

また、懇談会の会議等もホームページで経過報告を公表していきたいと思っていますので、そんな中から市民のご意見がいただければというふうに思っております。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 作業を進める流れはおおむねわかりました。市民からは広くアンケートとかではなくて、割と専門職の方と行政側と代表の方の中でまとめたものを市民のほうに報告、おろしてくるような形で、それに対する意見を聞きながら進めるというような、それをパブリックコメント方式というのかもしれないけれども、そんな形でやっていくというふうに理解をいたしました。

市民の方と新庁舎について、私がこの質問をするに当たり、お話をした際、合併してから時間がたっていて、今の状態に意外と市民の方慣れ親しんできている状況があると思うんですね。かつ、西那須野支所が満杯なわけでもない。塩原支所も満杯というふうには感じない。本庁に市民が行く用って、パスポートだけ取りに行くのはわかっているらしいんですけども、ほかに行く必要がない。セブンイレブン、コンビニなどでは住民票とか印鑑証明も取れるという状況で、なぜ必要なのかというふうに関われたものですから、そのときに今つくらないと、だんだん財政的に厳しくなるでしょうし、オリンピックもありますから、だんだん建設コストも高くなるわけですよ。材料も人も高くなる。最後のチャンスだろうと私は思っていますけれども、これから市民の方がそういう方もいるということで、そういう人たちにもやはり3市が一緒になって、那須塩原市を一つのまちとして今後発展させていく。その顔として駅

前をつくっていくんだということを目的として、懇談会の中で市民の方が完成するのを楽しみにしていくような広がりを持つ市の活動の仕方をしていただきたいと思います。

広報もある中で、例えば、そこでも一つあったんですけども、那須塩原市の庁舎に垂れ幕を立てて、今そういうところに向けて、こんなことを新庁舎建設などを検討中です、ご期待くださいみたいなのをやっていたらなというふうな話も伺いました。そういうことで、私はぜひやっていただきたいということですので余りやりません。ぜひ、大変でしょうが、まとめていいものをつくっていただきたいと思っています。

そういうことで、この項については終わりにさせていただきます。

続きまして、2番、那須塩原市定住促進と雇用について。

自治体の消滅という言葉が波紋を呼んでいます。日本全体の問題となっている少子高齢化の流れの中で、那須塩原市は早期に那須塩原市定住促進計画を図り、対策を打ち出していることは評価するものです。

しかしながら、人々に来てもらい、住んでもらうためには企業誘致や地場産業の活性化がもっとも効果的であると考えますが、なかなか難しいのが現状であります。

そこで、お伺いします。

1、本市民とかかわりの深い本市周辺企業も含めた撤退等の状況は把握されていますか。されていれば、その状況についてお伺いします。

2、上記に伴う市内生産年齢人口数への影響は把握されていますか。されていれば、その数について伺います。

3、雇用を確保するために企業誘致や地場産業の活性化対策はどのように考えているのか、お伺

いいいたします。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） それでは、2、那須塩原市定住促進と雇用について、お答えいたします。

初めに、本市民とかかわりの深い本市周辺企業も含めた撤退等の状況は把握しているかについてですが、現在把握している情報といたしましては既に新聞等で報道されたとおり、国内のスチールコードの生産工場が生産拠点を集約するため、ことしの3月末をもって生産終了となりました。また、大田原市の携帯電話端末製造メーカーが4月1日にグループ会社に統合されております。

次に、市内生産年齢人口数への影響は把握されているかについて、お答えいたします。

企業の撤退等に伴うグループ会社への配置転換などについては具体的な数値は承知しておりませんが、生産年齢人口に大きな影響を及ぼすものではないというふうを考えております。

最後に、雇用を確保するために企業誘致や地場産業の活性化対策はどのように考えているかについて、お答えいたします。

企業誘致につきましては、全国的に大変厳しい状況が続いていますが、本市におきましては工場等の規模拡大や誘致を促進するための規制緩和や支援制度の充実を検討しているところでございます。引き続き県等との連携を図りながら進出企業の情報収集、誘致促進に努めてまいりたいと考えております。

また、地場産業の活性化対策につきましては、産品、商品のブランド化や制度資金の運用に加え、産出額本州一の生乳を活用した6次産業化を進めることにより、新たな地場産業の振興を図り雇用

の創出につなげていきたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

1から3について、ご回答いただきました。

1についてですが、地元でいう大手さんがいなくなることについては、2のほうでは生産年齢人口への影響は余りないということだったんですが、市全体としての直接的な雇用についても、コメントはなかったんですが、影響、不安等ないとお考えでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） こちらについてもですね、新聞報道の限りということでございますが、生産を終了した工場が誠心誠意を持って従業員の要は再就職等についても、今、鋭意努力をされているということで、最後の1人が決まるまで、努力を惜しまないというような新聞報道がありましたので、そういうことからいたしまして、要は雇用に対する市全体への不安というものはないのかなというふうに考えておるところでございます。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

やはり市内においても重要な企業なわけなので、関心度も高いと思いましたので、市民の不安というのもありますので、今、部長がお答えいただいたことで私としては安心していきたいと思いますし、市民にもそのように伝わればよいなと思っております。

そういった中で、地場産業的にはここ数年でそういった企業が規模縮小とか撤退みたいなのところの状況は把握されているでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） 市内の中小企業の撤退状況のお尋ねだと思いますが、具体的な数値については承知をしてはおりません。ただですね、民間会社が公表しておりますデータの集計によりますと、本市の平成25年度中の負債総額1,000万円以上の倒産企業の本数は8件ということでございます。

また、一方でですね、新設企業は資本金の区別はないんですが、新設された、新たに興した企業については48件あるということでございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 市長。

市長（阿久津憲二君） 私、答弁の予定はなかったんですが、企業を回っている、あるいはこのところ、立て続けに西那須野工業団地組合、それから黒磯工業団地組合の総会にご案内いただきました。これによると、私ちょっとあっと思っただけですけども、だめで苦労してどうするのかなと思っていたら、例えば黒磯の工業団地、これについては、かつてない、入るすきがない、満杯状態とびっくりしたんです。うそじゃないのと言ったら本当だと。こんな話で、意外とそうなってくると、集まったメンバーの元気が出るんですよ。

それともう一つ、あの撤退している企業あるんですよ、30人、50人。ところが、市が間へ入るのではなくて、大体企業って全部、金融機関と密接に結びついておりまして、金融機関はあいたままにしたくないんで、すごく景気のいい企業に何とかあの土地もまとめて購入してください。特に西那須野地区でこれが目立っております、だから、あいていなくなっちゃうということはほとんどない。あいた小さいところに大手がまた大きく、大手というか200人、300人規模の工場が、今歩いてみると、どうって建てていますよね。そういうことが意外と進んでいると。こういう実感を

話し合いながらは感じております。

それと、ピーエスさんについては、余りしゃべらないでほしいと、企業としてもそういうことなんだと思いますが、しゃべらなくても歩いているとわかることがあって、ものすごく熱心ですね。那須塩原市内の企業をピーエスの役員がじかじかに何とか頼むと。こういうことが効を奏して、かなりの人数が、355人のうちのかなり相当の部分が市内に再就職先が決まってきていると。こういうことも意外と話がわあっと広がらないというか、センセーショナルな出来事にいまいちなっていない原因かなと。こういうことを肌で感じて、ぜひ答弁に加えさせていただきたいと思いました。

部長も知っているんですけども、相当いろいろ使ってしゃべっているような気がする。この辺まではしゃべっておいたほうがわかりやすいという気持ちで、今ご答弁にかえさせていただきま

す。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 市長、細かな丁寧な答弁ありがとうございます。部長の答弁にもあった中、そしてまた、市長の今の話の中でも、そのとおり受け取れば心配することはないのかなというふうな印象を持ちました。

今議会もずっと最初からそうだと思うんですけども、市長が定住促進元年という言葉が使われていますけれども、全くそのとおりで、そこを一番担うのがこの企業の活性化、雇用だと思っ

まして、ここが一番重要ポイントだと思って、質問させていただいております。

そういった中で、そういう第3次産業に関しては決して全国的なほど衰退とかそういったことにはないなというのが今の那須塩原市だというふう

に受け取りたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、答弁の中にございました規制緩和、支援制度の充実などについて、具体的なことがあれば、お聞かせ願えますか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） お答え申し上げます。

規制緩和及び支援制度の拡充の内容についてでございますが、まず規制緩和につきましては工場の新設、あるいは規模の拡大等を促進するために工場立地法でいうところの緑地面積率というものを緩和していきたいというふうに思っております。こちらについては、数値的な具体的なものの検討は今後ということにさせていただきたいと思いません。

あと、あわせて、支援制度についてでございますが、こちらにつきましては那須塩原市工場誘致条例というものが現在ございます。こちらを改正させていただいて、奨励対象業種を拡大していくという話と、あとは奨励基準、これはわかりやすく言ってしまいますと、補助要件というところでございますが、来る企業の従業員の規模がどのくらいだとか、あるいは面積がどのくらいだとかという数字でございますが、そういうものをちょっと検討して、数字を幾らか低減して、なるべく来ていただけるようなそんなような制度に変えていきたいという内容でございます。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

最近、この議場でよく聞く言葉にプロモーションという言葉があるんですけども、そのプロモーションをしていくというのは、認識してもらって、それを契約してとってくるとか、買ってもらうとか、そういう意味だと大きくは思います。

もう一つは、マーケティングという民間の言葉もありますね。例えば、以前だと工業団地をつくったんでしょうが、今は県北で工業団地はなかなか難しいと思います。皆、栃木県の南のほうでは北関東自動車道をつくって、ちょっと前の新聞だと、もう完成したのかな、大分売り出しているところもある。矢板市も残っているところがあるという中で那須塩原市は工業団地をつくって、これから売っていくというような時代ではないとは私は思っております。

ただ、市全体として、もう少し市の工業誘致についての強み、弱み、そういったものをしっかりと確立させる、スワットと言うんですかね、そういった用語あると思うんですけれども、そんな中でしっかりさせてやってほしい。それから、そういった中では万が一ですよ、市の職員の方もおりますけれども、そういった企業誘致的な競争社会の中で外部の専門、そういったことに詳しい方の登用というのはお考えはございますでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

産業観光部長。

産業観光部長（藤田輝夫君） まず、1点目のスワット分析の件なんですけど、こちらについては産業分野に特化した詳細なスワット分析というものは実施はしておりません。ただ、本市においてはやっぱり東京圏から150kmにあるということで、東京都の近接性というものも一つございます。

あと、2つ目としましては交通の利便性がございます。

そして、3点目としては大きな自然災害が少ない。

4点目といたしましては農観商工の多彩な産業がバランスよく立地されているという、それらの

利点がございますので、そういうものが我々のま  
ず基本的なところでの強みだということで認識し  
ております。

その上でですね、今後につきましては議員ご指  
摘のswot分析等々をしっかりとしながら、本市  
の特性に見た上で本市になじむ業種と言うんです  
かね、そういうものがあるか、ないかなんていう  
ところも分析させていただいて、そういうものが  
見つければ、そういうところをターゲットとした  
要は誘致活動なんかも展開していければいいのか  
なというふうを考えているところでございます。

あと、もう一点目、専門家の登用ということで  
ございますが、現時点では専門家の登用について  
は考えてはいないんですが、現実的に企業誘致あ  
るいは地場産業対策というようなところで、職員  
の中でなかなか悩ましいことがあったときは、当  
市の専門アドバイザーでいらっしゃる朝比奈  
先生、経産省の出身でございますので、そういう  
先生にご相談しながら進めているというのが実態  
だということでご承知いただければと思います。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

こうして議場にいつも来て思うんですけれども、  
少子化は実は今に始まったわけではないですし、  
平成15年ごろ日本が確か一番人口が上りから下り  
に変わった峠だったような気がしますし、そうい  
う対策として、こういった企業の活性化、地場産  
業の活性化というのがずっとうたわれてきており  
まして、本市においては前出で酪農本州一ですか、  
そこでワインとチーズということがやられていま  
すし、ブランドもやっています。ですから元年で  
はありますが、以前から継続してやっているもの  
もある中で、そういったことで何もしていないと  
いうふうには思っていないので、さらなる磨き

をかけることと、元年という意味では、しっか  
りともう一度、強み、弱みをよく見ていただいて、  
自分の強み、弱みで合う人を選ぶというのも大事  
だと思うんですけれども、首都圏のそれなりの大  
手さんの所を回って、やっぱりニーズを確認して、  
それがうちに合うかどうか。そういった調査も、  
先ほど企業進出の情報収集と言っていましたけれ  
ども、東京にサテライトをつくるとか、何か情報  
収集の拠点をつくって売り込まなければ、このこ  
とが定住促進、またはこういう人口減少の中で人  
口をふやせるかもしれない鍵になるんじゃないか  
と思いますので、そのようにしっかりとやってい  
ただきたいなと思います。

ちょっと最後にですが、日本全国グローバル化  
による雇用環境や全国的な少子高齢化人口減少に  
よる過疎化が進行し、地方都市においては経済基  
盤が脆弱化しており、大都市との格差も拡大して  
いる。

また、労働力の流出も多くなっている傾向が見  
受けられる。地元で就職したい若者は地元での就  
職が見つからず、県外での仕事を求めているケー  
スが多くなっている。これは全国的な傾向の話で  
すけれども、本市においても見受けられると思い  
ます。

そういった中で、企業誘致、工場の振興は多く  
の雇用創出と若者定住を促進し、市の活性化に寄  
与する。また、企業進出と地場産業の取引の拡大  
や技術協力等により企業の共生と連携した発展が  
図られ、地域経済の発展と税収等が見込まれます。

しかしながら、新規の企業誘致は今の経済状況  
下においては厳しい状況であり、自治体の競争も  
激化している状況だと思います。このため、地域  
の経済の向上及び安定を図るには可能な限りの地  
域特性を生かした明確な企業誘致及び地場産業育  
成のための戦略が必要であること、また、企業誘

致や地場企業の支援を全庁的な取り組みとして、強気に推し進める必要があると思いますので、以上よろしくお願いたします。

続きまして、3に移らせていただきます。

消防団員の定数について。

消防団員の募集に苦慮している市民の声があります。そこでお伺いたします。

1、ここ10年程度の団員の推移はどのようですか。

2、団員の数はどのように決めていますか。

3、団員の募集に団員が苦慮していると聞き及んでいます。市としての対応をお伺いたします。議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

市長（阿久津憲二君） 鈴木議員の質問に私のほうからもお答えいたします。

消防団員の定数についてですが、ここ10年程度の団員の推移についての伺いでございます。

合併後である平成17年4月には黒磯消防団ですね、693人、西那須野が309人、塩原が336人で、合計では1,338人でしたが、以後年々わずかながら減少傾向にあるというのが実態です。この1,338というのは、これは宇都宮市の最大の消防団をかなりしのいでいる大変な数とも読み取れます。

それから、これは関係者の努力のたまものだと思って、この点については非常に感謝しております。

平成26年4月現在では、ことしの4月で黒磯が652人、西那須野が297人、塩原がふえたんですね、344人、合計で1,293人。この9年間で45人の減少。非常に手堅く、消防団の確保についてはその目的を達している、減っているんだから達しているというわけではございませんが、そういう現下の

状況を見ると、そういうことが言えます。

消防団の定数がどのように決められているかについてですが、消防組織法第19条において、消防団員の定員は条例で定めるとの規定により、那須塩原市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例で黒磯が730人、定員ですね、西那須野が355人、塩原が350人の合計1,435人と定めております。

なお、定員は消防庁の消防力の整備指針により、消防車両ごとに必要な人員数や人口密度等を考慮して算出することとなっております。

次に、の団員募集についての市の対応についてですが、消防団につきましては平常時には厳しい訓練を重ね、非常時には昼夜を問わず献身的な消防防災活動など本市の防災行政において、重要な役割を担っていると認識しております。このようなことから、市といたしましては団員確保の取り組みとしまして、現在、広報紙による募集や消防まつりにおけるPR活動、さらには平成22年度からは機能別消防団員制度を導入し、団員の確保に努めているところでありますが、今後においては先進的な事例等を調査研究して、対策を考えてまいりたいと考えております。

以上、第1回の答弁といたします。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） 答弁ありがとうございます。

それでは、消防団員の数は多いと聞いて、今伺ったんですが、確かに私ちょっと資料を手に持っているんですけども、平成25年11月7日現在のものがありまして、宇都宮は2,088、これが一番多くて、次が栃木市が1,012という、この資料ではですけども、それから佐野が703、真岡が485で、那須塩原の場合は1,293ですね。ということで、人口に対し団員数は多いので、那須塩原市はそういう意味では非常に登録者数が多い、協力者

数が多いと言えるんだなというふうに思います。ただ、全国的には減っているという。それから、高齢化も実は進んでいるというデータもございません。

これはこれとして非常によいことなんですけれども、私のところにこの話を持ってこられた市民の方のお話ですと、実は定数が仮に10だとすると、常時何か催しごと、何か出動とかというときに集まるのは、割合がそのうち6割、いざ事が起きた、そら行くぞというのは3割だというんですね。そこがちょっと問題なんです。一つはそこが問題ですよというふうに言われております。そういった意味では、ちょっと2つほど再質問させていただきま。出勤率はどれぐらいか、そういう数字があるかどうか。

それから、先ほどの市の条例の中にある定数の1,435人に対する充足率というの意味では何%になっているか、2つわかればお願いします。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） 2つ質問いただいたところではありますが、1つ目の出勤率につきましてには手元に資料がございません。わかれば、後でご報告申し上げたいと思います。

今、議員さんのほうからお話がありました3割ぐらいしかいざというときに出動がなかなかできないというふうなことがあるんじゃないかというふうなお話があったところでございますけれども、やはり現状を見ますと、どうしても自営業の方が減って行って、サラリーマンの団員の方が多くなっているというふうな実態からしますと、どうしても昼間の火災あるいは災害のときには、なかなか地元いらっしゃる団員の方が少ないというふうなことで、そういう現況になっているのかとい

うふうに考えております。

2つ目の充足率でございますけれども、まず全体のほうから申し上げたいと思います。定員のほう、これが1,435というふうなことになりますけれども、実際の団員数がこれは平成26年の4月1日現在でございますが、1,294名というふうなことで90.2%というふうなことになります。

各消防団で見ますと、まず黒磯消防団が定員が730のところ653というふうなことで、89.5%、それから西那須野が355の定員に対しまして297名というふうなことでありますので、83.7%、それから塩原でございますが、350の定員に対しまして344名というふうなことで、98.3%というふうな状況になっています。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。突然の質問で、出勤率というのは後で教えていただければ結構でございます。

現状、消防団員の充足率はあるんだということですが、実際の現場に行くときには動ける人が少ないという一つ問題がそこで浮上しているかなと思います。

また、団員の定数はどのように決めているかというのは消防法の何とかという法律の中で、決められているということで、その法律ができたときと今とでは消防自動車の性能も違うでしょうし、建物もスプリンクラーがついてきたり、階層も上がってくるかもしれませんけれども、本当に今先ほど、言っていた定数が現状に合っているかどうかというのは一度見直してもいいのかなと思いますが、いずれにしても充足率では高いので、定数については見直すだけでいいのかなというふうに今思いました。

それで、3に移らせていただきます。

この質問のポイントはこの3であります。今部長のほうからもあったように自営業が多いので会社にお勤めの人などは仕事なので出られない。そういうことがあつたりするからでしょうが、充足率はあるんですが、なかなか消防団員の人がやめていくときにかわりの人を誘おうとすると、なかなかスムーズに募集に応じてもらえない。ましてや玄関先に行くと、玄関の中じゃなくて外で話をじっくり聞いてもらえないまま帰されてしまう。それをやっているのが実はやめていく消防団だという事実を私聞いて、そこまで消防団員に世話をかけていいのかなということを感じたので、この質問をしているわけなんですけれども、そこで、この消防団員、一生懸命やられていて、そろそろ終わりにしたいなと思うときの消防団員にまたお世話をかけるということもなんですから、そのときの対応、できれば消防団員が喜んで引き受けてくれるような状況をつくるということなんですけれども、今のお話ですと、広報活動をしていくということに重きがありました。昨今、ほかの日光市などでやっているのは割引制度みたいなのがありましたし、よそではどこかポイント制みたいなものもあります。それから、県会議員の数日前の新聞ですと、県の職員が団員をやるとか、または消防隊みたいなのをつくってイメージアップをしようというようなことも提案がされていますが、ちょっと答えは知らないんですけれども、そういったこと。要するに一言でいうと、インセンティブというのかな、やる気を出させたり、入ることによる消防団員のやりがいとか、そういったものを考えてはどうかと思いますけれども、もっと言っちゃいますと、例えば5年いたらば、特に若い人を勧誘するためには独身の方に入ってもらいたいという意味では、その5年いたらば結婚するときには10万円ぐらい報奨金を出しますよと。や

めるときは報奨金じゃなくて、入るときにそういうものがあるんだよ。ぜひ入ってくださいとか、そういったものはどうでしょうか。

議長（中村芳隆君） 答弁を求めます。

総務部長。

総務部長（和久 強君） ただいま議員さんのほうから提言をいただいたところであります。消防団員を取り巻く情勢というのは、いろんな面があるんだというふうに思います。

まず、先ほど議員さんからもお話ありましたように勧誘に行っても、玄関先で断られてしまうというふうな状況も聞いているところでございます。というふうなことは、やはりまずは団員といいますが、若い人たちの家庭、あるいは職場そういったところにもっともっと理解をいただかなければならないのかなというふうな感じがいたします。

ですので、そういうふうなところから考えますと、先ほどのポイント制であるとか、いろんなこと、今全国では例を見ますと挙げられております。事業者関係ですと、県税を減免するであるとか、そんな取り組みをしている県もあるというふうに拝見しておりますし、ですので、いろんな取り組み方があるんだろうというふうに思っているところでございます。

ただ、この那須塩原市における消防団というふうなことになりますと、じゃどういった方法が効果的なのか、そこら辺につきましては消防団の方々ともよく話し合いをしながら検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

消防団員の質問をするに当たりちょっと話を聞いてみたところ、常備消防ですかね、職業としてやられている方というのはそれなりに報酬を受け

ているんだけれども、自分たちもじゃどうかという、意外と時給にしたら、具体的な話になってしまうんですが、安いよ。それから夜の制約、お酒飲んでもゆっくり飲めなかつたりもするし、出ていけば結局1日かかる。自営の人はまだいいけれども、そういうことになるとうち企業では出ていっては困ると言われると、そういうことも含めてなかなか団員の勧誘を受けてもなれないというのがありますよ。今の話ちょっと整理されていなかったんですけども、消防団員の人が一番は喜んでやりたいと思う中には金銭的な報酬があればやるでしょうということ、社会的評価が上がればやってもいいという部分のそういうモチベーション的なところがあるんじゃないかと思うんですが、今ここで議論をしても答えはすぐには出てこないと思いますが、部長おっしゃられたとおり、これからそういう会議を持っていただいて、勧誘するときに相手方も勧誘される側もぜひやってみたいと思うような策をこれからじゃ検討していただくという。その上でもう一つ、ここで述べさせてもらえば、「将を射んと欲すれば、先ず馬を射よ」という言葉がありますので、この場合、親になると思うんですね。親もうちの息子が消防団員に入っていることが誇りに思えるとか、企業もうちから消防団員に何人出しているという辺りが誇りに思えるような何かを考えていただく。また、企業にも何かそういう特権を与えるようなことがなければ、なかなか動いてはもらえないと思いますので、数が多いだけにちょっとお金出せば額が上がってしまう。そういった中で、どういう対応がいいのかはあるかと思うんですけども、ぜひ、これからの社会に消防団員がなくてはならない時代でしょうから、そんなことで一応ことし1年間かけて、いい結果の出るような検討をしていただければと思います。

とりあえず、この項については終わらせていただきます。ありがとうございます。

では、4番に移らせていただきます。

4、烏ヶ森公園区間、国道400号について。

烏ヶ森公園脇、国道400号は交通量が増加しております。そこで、以下についてお伺いします。

1、現国道4号から国道4号バイパス（計画進行中の西那須野線）との交差点付近までの区間の道路改良完成時期はいつか伺います。

2、国道400号と国道4号バイパス（西那須野線）との交差点は、現在右折車線がないため、朝夕において大変混雑が生じています。道路改良時には当然解消されることと思いますが、現時点で混雑解消に向け、先行して交差点改良を実施していただけるよう、国・県へ要望してはどうかお伺いいたします。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君の質問に対し、答弁を求めます。

建設部長。

建設部長（若目田好一君） 烏ヶ森公園脇の国道400号についてのご質問にお答えいたします。

初めに、の現国道4号から国道4号西那須野道路との交差点付近までの区間の道路改良の完成時期についてであります。ご質問の区間は国道400号三島工区という名称でございます。この三島工区につきましては事業主体である栃木県大田原土木事務所の主催で、地元住民を対象とした事業説明会を平成25年1月8日に開催した後、路線測量や道路詳細設計などを行っております。

ご質問の事業完了時期につきましては、大田原土木事務所からは今後の用地取得の状況によるため未定であるというふう聞いております。

本市といたしましては、国道400号三島工区の早期整備が図られるよう、引き続き県に対して要望を行ってまいりたいと考えております。

次に、 国道400号と国道4号西那須野道路との交差点改良の先行実施に向けた国・県への要望について、お答えいたします。

ご指摘の交差点につきましては、国道400号の事業主体である大田原土木事務所と国道4号西那須野道路の事業主体である宇都宮国道事務所におきまして協議を進めているところでございます。

本市といたしましては、双方の事業の状況を勘案した上で、今後の対応を検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（中村芳隆君） 6番、鈴木伸彦君。

6番（鈴木伸彦君） ありがとうございます。

400号ですね、大田原から永田のほうに抜けて、東北本線を抜けて、あそこに跨線橋ができて、国道4号線まで片側2車線の道路ができて大変便利になりました。4号線までは便利になったんですが、そこでちょっと詰まっているという状況があるんですけども、今、あそこの現地を走るとそこから大田原のほうから見ると、塩原側が旧道の幅なので、あそこで詰まって左折レーンがないため渋滞している。逆にいうと、塩原から行くときもあそこ交通量がふえているので、渋滞しているという状況なんです。現地を見ると、買収はある程度、あそこにあった喫茶店、それからコンビニも移動して、それからあそこに歯科医の病院があるんですけども、その脇なんかもうくいが打って、ある程度買収は進んでいるなど。そうすると、全線が開通する時期がいつなのか、ちょっとわからないんですが、三、四年ぐらいであれば、急いでやる必要、我慢してもいいのかなと思ってはいたんですが未定ということもあるので、できれば、もうちょっとそこだけでも以前より混雑していますので、用地買収を優先的にやっていただいて、暫定的な形で、交通の安全が一番大事ですけど

も、そういった形で右折レーンをつくっていただくことを先行するだけでも、土地をもう取得している部分もあるでしょうから、せつかくのところ、ただ柵を打っておくだけではなくて、買収した土地を有効利用、税金もそういう意味では有効利用で、地域の人も喜ぶと思いますので、ある程度具体的になれば、その年数を聞いて今ちょっと判断をしようと思ったんですけども、そちらのほうもちょっと検討していただいて、そこだけでも早くやっていただけるようお願いしたいと思います。検討して下さるといことなので、前向きに検討していただきたいと思います。

ということで、再質はいたしません。

ということで、私の質問、これで終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（中村芳隆君） 以上で、6番、鈴木伸彦君の市政一般質問は終了いたしました。

#### 散会の宣告

議長（中村芳隆君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時05分